

令和5年度
自己点検評価書

令和6(2024)年6月

宝塚医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	9
基準 1. 使命・目的等	9
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	50
基準 5. 経営・管理と財務	57
基準 6. 内部質保証	65
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	70
基準 A. 地域貢献及び地域活	70
V. 特記事項	77

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 宝塚医療大学の建学の精神・基本理念

宝塚医療大学(以下、「本学」という。)の設置法人は、「学校法人平成医療学園」(以下、「本学園」という。)であり、本学以外の併設校として、下表のとおり「平成医療学園専門学校」、「横浜医療専門学校」、「なにわ歯科衛生専門学校」、「名古屋平成看護医療専門学校」、「日本総合医療専門学校」、「福島医療専門学校」の専修学校6校を設置している。

表：学園全体の組織図



本学園は、平成12(2000)年4月に「全国柔整鍼灸協同組合」が母体となり、柔道整復、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧の施術を行っている治療家たちが、「自らの後継者を自らの手で育てよう」という理念に基づき、厚生大臣(現：厚生労働大臣)から柔道整復師養成施設の認可を受け、「平成柔道整復専門学院」を開設したことに始まる。

平成13(2001)年に大阪府知事から準学校法人の認可を受け、本学園が発足し、「学校法人平成医療学園寄附行為」(以下、「寄附行為」という。)において、本学園の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有徳の人材を育成することを目的とする。」と定めている。

本学の建学の精神は、本学園の目的を踏まえ、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する。」としている。この建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を持ち、高い創造力や問題解決能力を有し、積極的に研究活動に取り組む人材を育成することを基本理念としている。

2. 本学の使命・目的

本学は、平成 23(2011)年 4 月に開学し、医療保健分野の高度な専門的知識と実践的技術を身につけた理学療法士、柔道整復師及び鍼灸師の養成を図るとともに、積極的に学問体系を捉え、真に臨床で必要とされる課題に対し、科学的視点に立った研究能力を有する人材の養成を図り、医療、保健、健康、福祉の発展に寄与することを主な使命・目的として開学した。

令和 2(2020)年 4 月に和歌山保健医療学部リハビリテーション学科を新たに設置した。令和 4(2022)年 4 月には同学部に看護学科を設置した。また、令和 5(2023)年 4 月には保健医療学部新たに口腔保健学科を設置した。これらの学部、学科は教育内容及び学位の種類等から、既存の使命・目的を踏襲し優れた医療専門職の養成を図ることとしている。

令和 6(2024)4 月に新たに開設した観光学部観光学科は、本学にとって初めての保健医療学系ではない学部である。本学の医療技術分野における経験も活かし、観光専門職人材を養成し観光産業及び地域に貢献すると共に、健康の維持・増進に寄与することを目的として掲げている。

(1)教育上の理念

本学においては、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践を理念とし、医療人たる社会的責務を自覚せしめ、国際社会に伍して恥じぬ恒心をもつ、有徳の人材を育成する。」の建学の精神に則り、生命を尊重し、人間の尊厳に関する深い洞察力を持ち、高い創造力や問題解決能力を有し、健康の維持増進に貢献する専門職を育成する。すなわち、慈愛に満ちた優しい心と信念を持つ博愛精神のもとに、医療技術並びに運動と健康及び観光分野における総合的な課題の解明と知見を学際的な立場から教育、研究しそれぞれの専門分野における学問体系の確立、充実、発展を目指す。

(2)本学の建学の精神・基本理念の情報公開

本学の建学の精神、教育研究上の目的・教育理念、各学科の特色、育成する人材像については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項の規定に基づき「大学ホームページ」において建学の精神、教育目標を公開するとともに、教育情報公表のページを設け、教育研究上の目的等を公開し、当該情報公開ページにおいて、大学設置時の「設置認可申請書」を併せて掲載している。また、建学の精神等について「学生便覧」に掲載し、学生への周知を図っている。

加えて、建学の精神は、キャンパスの各所に掲示し、周知している。

また、大学ポートレート(私学版)においても、建学の精神や本学の学びの特色、取り組み等について情報の公開を行っている。

(3)学章

本学の学章は、中心の円を四つの弧が取り囲む形となっている。

この意匠は、「仁」を中心に置き、その周りを「義」、「礼」、「智」、「信」の四つの徳が取り囲み、一体となり、人間として完成した姿を現す。

「仁」、「義」、「礼」、「智」、「信」の五つの徳は、儒教において「五常」と呼ば

れその重要性が説かれている。「五常」の中心となるのが「仁」であり、思いやりの心を持ち、正しく礼儀を行うことであるとされる。

昔から「医は仁術」といわれるのは、医療とは「仁」に基づき人を助ける術であると考えられているからであり、医療に携わる者は、何よりも思いやりの心を持つこと、私心を持たない行いをすることが求められることを表している。

本学の学章は、この古代中国から連綿と続く人間の理想の姿を円と円弧で表し、その中心に「大学」を置くことで、優れた専門職を育成するという大学の目的を表している。

このことは、本学の建学の理念である「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」という言葉につながっている。

学章及び「建学の理念」掲示状況



(学章)



(宝塚キャンパス 講義棟 1階 ホール)

また、平成 30(2018)年 9 月に新たに本学のロゴマークを制定した。ロゴマークは、人の形・翼の形・TUMH(Takarazuka University of Medical and Health Care)をモチーフとし、学生たちの学びとともに成長する姿を、世界を羽ばたく翼として表現した。はじめは若くて未熟な翼が、学びとともに色濃く成長し、世界に飛び立つ翼となり、やがては人々の羽ばたきを助ける力となる。学生たちの顔にあたる輝きの形は「宝」物の象徴をイメージして制定された。ロゴマークは大学ホームページを始め各種印刷物等に活用されている。ロゴマークは様々な使用方法を想定して 20 パターンを作成した。ロゴマークの使用に当たっては「宝塚医療大学ロゴマーク使用マニュアル」に沿って行うこととしている。ロゴマークは建学の精神に基づき養成する人材の姿のイメージが表されている。



(ロゴマークの例 1)



(ロゴマークの例 2)

3. 本学の個性・特色

本学の主たる個性・特色は、第一に、学園設立時の「自らの後継者を自らの手で育成しよう」という理念に則り、医療系専門職を養成する学部・学科を設置していることにある。特に「柔道整復学科」及び「鍼灸学科」は、兵庫県下に当該学科を持つ大学は本学のみであり、我が国の伝統医療を学ぶことができる学科を持つことは、社会的評価につながるものとする。

第二に、少人数での教育を実施していることである。本学では、医療系の技術を学ぶための実技科目等については、30人から35人を一クラスとした授業を実施している。また、クラス担任及びチューター制を導入し、教員が学生一人ひとりと向き合い、オフィスアワー等をとおして、きめ細かな教育を行っている。

第三に、社会貢献に努めていることが挙げられる。宝塚医療大学附属治療院(以下、「附属治療院」という。)では、柔道整復と鍼灸の治療を提供しており、近隣住民の健康維持・促進に貢献している。また、大学施設の開放など、大学の持つ資源を有効に活用している。また、平成29(2017)年10月に、大阪市内に「宝塚医療大学附属介護ステーション」を設置し、介護予防に特化した通所介護施設として地域の保健・福祉に貢献している。

平成29(2017)年度4月に、兵庫県川西市との包括的な協力協定を締結し、地域と連携し、地域の課題解決に資するための取り組みを強化している。また、平成29(2017)年11月に、企業主導型保育園を阪急川西能勢口駅に隣接する商業施設内に附属保育園として開設し、地域の待機児童問題の解決にも貢献している。

和歌山保健医療学部では、令和5(2023)年11月和歌山市の中之島地区の廃園となった保育園の活用に関する中之島連合自治会との協定書を締結し、令和5(2023)年12月に和歌山市と災害時一時滞在施設として本学施設を利用する事に関する協定書を締結するなど地域の課題解決に官民学が一体となった取組に参加している。

観光学部を設置する宮古島キャンパスでは、宮古島市立図書館城辺分館の建物及び蔵書の寄贈を受け、本学附属図書館として活用すると共に従来同様に地域住民への貸出を継続する活動を学部開設前から実施している。

本学の教育上の特色としては、保健医療学部及び和歌山保健医療学部においては、充実した教育課程を整備し、学生のモチベーションを高めるための教授方法を確立することである。エビデンスに基づいた専門的知識と実践技術を修得させ、真に臨床で必要とされる課題に対して積極的に学問体系を捉え、的確に判断する能力を有する医療専門職の養成を図るとともに、今後の我が国の医療の充実・向上に貢献できる後継者を育成することにより我が国の医療、保健、健康、福祉の発展に寄与することにある。

また、観光学部においては、近年の観光業界で求められているインバウンドへの対応や高サービス化、社会の高度情報通信化への対応を考えると、語学教育及びICT(情報通信技術)能力や数理データサイエンス・AI(Artificial Intelligence:人工知能)に関する教育、幅広い教養教育を重視すること、基礎的な医療及び介護に関する知識と技術の習得を図り、観光業を牽引する人材の養成に寄与することにある。

以下に本学の教育上の特色を示す。

保健医療学部

本学においては、急速な高齢化社会の到来と生活習慣病の増加等に伴う疾病構造の変化に対応するため、医療技術分野の学問の体系化を図り、より高い資質の臨床家、教育者及び研究者を養成することとしている。

また、運動、心理、栄養及び保健・医療などの多様な分野を横断的に探求し、心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解とそれに伴う合理的かつ的確な運動の実践能力を修得し、子どもから高齢者にいたる人々の健康増進や、心身の健康の改善を

含めた QOL(Quality of Life : 生活の質)の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活の実現に貢献できる感性が豊かで健康を支援することのできる人材の養成に努めている。

(1) 理学療法学科

本学科においては、資質の高い技術と応用能力を有し、人間性豊かで患者から信頼され、医師を始めとした関連医療職と連携・協力し治療ができる理学療法士のみならず、要介護高齢者や障がい者の理学療法、発達に障がいのある者、健常者に対する疾病予防処置などにも対応できる高度な医療専門技術者としての理学療法士を養成している。

(2) 柔道整復学科

本学科においては、柔術を起源とする伝統的な柔道整復療法に近代医学の知識、技術を取り入れ、高齢者や障がい者から信頼される柔道整復師の養成のみならず、地域医療の発展に寄与するオピニオンリーダーやスポーツ現場での傷害予防や治療等に貢献できる柔道整復師を養成する。さらに、骨折・脱臼・捻挫・挫傷・打撲などの治療と予防等について、エビデンスに基づいた治療方法や治療結果を確立できる能力を有する柔道整復師を養成している。

(3) 鍼灸学科

本学科においては、東洋哲学・東洋医学の生体観に関する豊かな知識と確かな技術と近代医学のエビデンスに基づく知識・技術を修得し、病気治療のみならず、体調を維持・管理し、病気予防、健康増進も含めた包括的ケアが行える鍼灸師を養成している。

(4) 口腔保健学科

本学科においては、高い技術と幅広い知識を身につけた歯科医療のスペシャリストである歯科衛生士を養成する事を目的としている。また、従来求められてきた歯科衛生士の業務に加えて、高齢者や入院患者の口腔内の衛生面や機能面の管理をとおして全身の健康の維持・増進に貢献する新しい業務も行える歯科衛生士を養成している。

和歌山保健医療学部

(1) リハビリテーション学科

本学科では、QOL を高めるリハビリテーション専門職になるための知識・技術を身につけるとともに、学校や高齢者・障がい者のスポーツ領域への貢献など、職域が広がるプラスアルファの能力を有する理学療法士及び作業療法士を養成している。

(2) 看護学科

本学科では、少子高齢化、社会構造の変化に加え、労働形態の変革、自然環境の変化、世界的な感染症の拡大などにより疾病構造が大きく変化し、それに対応する医療の内容や形態が複雑多様化している現状に対応でき、これまで以上に様々な資質、能力を有する看護師を養成している。

観光学部

(1) 観光学科

本学科では、我が国の成長産業である観光業のスペシャリストとして、実践的で高い英語力、情報処理能力やデータサイエンス・AIに関する基礎技術、ホスピタリティー精神にあふれたコミュニケーション能力に加えて基本的な医療分野の知識を有し、インターンシップをとおして実践能力を身につけた人材を養成している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成12(2000)年	4月	厚生大臣から柔道整復師養成施設の認可を受け、「平成柔道整復専門学院」を開設
平成13(2001)年	4月	大阪府知事から準学校法人の認可を受け、併せて「平成柔道整復専門学院」を「平成医療学園専門学校」に名称変更
平成14(2002)年	4月	「平成医療学園専門学校」に鍼灸師科を設置
平成15(2003)年	4月	「平成スポーツトレーナー専門学校」開設
平成17(2005)年	4月	「横浜医療専門学院」開設
平成18(2006)年	4月	「平成医療学園専門学校」に東洋療法教員養成学科を設置
平成19(2007)年	4月	「横浜医療専門学院」を「横浜医療専門学校」に名称変更
平成21(2009)年	4月	「大阪産業大学附属歯科衛生士学院専門学校」を学校法人大阪産業大学から経営移管、校名を「なにわ歯科衛生専門学校」に名称変更
平成22(2010)年	3月	「平成スポーツトレーナー専門学校」廃校
平成22(2010)年	10月	文部科学大臣から「宝塚医療大学」設置認可
平成23(2011)年	4月	「宝塚医療大学」開学
平成26(2014)年	4月	「平成医療学園専門学校」に文化・教養専門課程日本語学科を設置
平成31(2019)年	4月	「宝塚医療大学」に留学生別科を設置 「平成医療学園専門学校」に文化・教養専門課程応用日本語学科を設置 「横浜医療専門学校」に文化・教養専門課程日本語学科を設置 「トライデントスポーツ医療看護専門学校」を学校法人河合塾学園から経営移管、校名を「名古屋平成看護医療専門学校」に名称変更

宝塚医療大学

令和2(2020)年 4月	「宝塚医療大学」に和歌山保健医療学部、介護福祉別科を設置 「日本総合医療専門学校」を学校法人日本医科学総合学院から経営移管。
令和3(2021)年 4月	「和歌山看護専門学校」を公益社団法人和歌山県病院協会から経営移管(令和6(2024)年3月廃校。)
令和4(2022)年 4月	「宝塚医療大学」に和歌山保健医療学部看護学科及び社会福祉士養成課程(通信制)を開設
令和5(2023)年 4月	「宝塚医療大学」保健医療学部に口腔保健学科を設置 「日本総合医療専門学校」に鍼灸学科を開設 「福島医療専門学校」を学校法人福寿会との合併により開設
令和6(2024)年 4月	「宝塚医療大学」観光学部を設置

2. 本学の現況

- ・ 大学名 宝塚医療大学
- ・ 所在地

名称	郵便番号	住所
宝塚キャンパス	666-0162	兵庫県宝塚市花屋敷緑ガ丘 1
和歌山中之島校舎	640-8392	和歌山県和歌山市中之島 2252
和歌山西庄校舎	640-0112	和歌山県和歌山市西庄 1107-26
大阪中津キャンパス	531-0071	大阪府大阪市北区中津 6-9-38
宮古島キャンパス	906-0103	沖縄県宮古島市城辺福里 619 番地 1
尼崎キャンパス	660-0083	兵庫県尼崎市道意町 6 丁目 6 番地 3

* 尼崎キャンパスは、令和 6(2024)年度中に整備

・ 学部構成

保健医療学部：理学療法学科・柔道整復学科・鍼灸学科・口腔保健学科

和歌山保健医療学部：リハビリテーション学科・看護学科

観光学部：観光学科

・ 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数(令和 6 年 5 月 1 日現在)

保健医療学部	入学定員	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
理学療法学科	70	38	61	64	70	233
柔道整復学科	60	46	57	55	61	219
鍼灸学科	30	14	22	37	19	92
口腔保健学科	64	12	8	-	-	20
合計	224	110	148	156	150	564
和歌山保健医療学部	入学定員	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
リハビリテーション学科	100	59	86	105	82	332
看護学科	50	44	52	56	-	152
合計	150	103	138	161	82	484
観光学部	入学定員	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
観光学科	100	6	-	-	-	6
総計	474	219	286	317	232	1054

宝塚医療大学

(2) 教員数(令和6年5月1日現在)

保健医療学部	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
理学療法学科	8	1	4	1	2	16
柔道整復学科	5	2	3	5	2	17
鍼灸学科	11	1	4	1	1	18
口腔保健学科	5	2	3	0	0	10
合計	29	6	14	7	5	61
和歌山保健医療学部	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
リハビリテーション学科	9	5	6	5	0	25
看護学科	5	4	4	5	6	24
合計	14	9	10	10	6	49
観光学部	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
観光学科	4	3	2	0	0	9
総計	47	18	26	17	11	119

(3) 職員数(令和6年5月1日現在)

	専任職員	非常勤職員	合計
保健医療学部	24	23	47
和歌山保健医療学部	13	36	49
観光学部	5	0	5
合計	42	59	101

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、本学の使命・目的を、建学の精神及び教育上の理念によって示している。

また、「寄附行為」において本学園の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有徳の人材を育成することを目的とする。」とし定め、本学の建学の精神は、「宝塚医療大学学則」(以下、「学則」という。)において、「教育基本法及び学校教育法に則り、「徳義の涵養と人間性尊厳の実践」を理念として、広く一般教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、人間性豊かで幅広い視野を持った人材を育成する」と定めており、本学の使命・目的については、具体的かつ明確に示されている。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的及び教育目標は、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」及び「基準 1. 1-1-①」で述べたとおり、「学則」、「学部規則」、「学生便覧」、「入学試験要項」に明記するとともに、「大学ホームページ」等により簡潔な表現で周知している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「I-3」に記載したとおりであるが、保健医療学部においては、柔道整復学科、鍼灸学科の 2 学科が、我が国の伝統医療を学べる兵庫県内では唯一の学科であることが特色と言える。また、本学の設置母体が業界団体(全国柔整鍼灸協同組合)であることから、開設時から、産学が連携した大学である。

観光学部観光学科については、1 年次を沖縄県宮古島市、2 年次以降を兵庫県尼崎市のキャンパスで教育を行う事としており、2 拠点での教育の実施が、大きな特色となっている。宮古島キャンパスは原則として全寮制とし、1 年次は特に外国語(英語)と ICT 教育に注力することを特色としている。

これらの個性・特色は、「大学ホームページ」及び「CAMPUS GUIDE2025」等により明示している。

1-1-④ 変化への対応

本学は、開設時から、医療専門職を養成する大学として優れた理学療法士、柔道整復師、はり師、きゅう師の国家資格を取得した人材を、社会に送り出すことに努めてきた。

令和2(2020)年度に、和歌山保健医療学部を設置し、理学療法士及び作業療法士の養成を行うと共に、医療と福祉、健康との連携を見据え、大阪豊崎キャンパスにおいて介護福祉別科を設置し、新たに介護福祉士養成を始めた。また、留学生別科を設置すると共に、介護福祉別科では積極的に留学生の受入を行い、国際化への対応も行っている。

令和4(2022)年4月に、和歌山保健医療学部新たに看護学科を設置し、地域の医療・福祉に貢献する人材の養成に努めている。また、令和5(2023)年に保健医療学部新たに口腔保健学科を設置し、保健医療学関係の教育の充実を図った。

なお、令和4(2022)年4月に社会福祉士養成機関(通信制)の設置を行い、福祉に関する教育体制の充実に努めている。

これらに加え、新たに「観光学部観光学科」を令和6(2024)年度に設置した。本学としては初めて社会学系学部の設置となった。観光学部設置の狙いのひとつとして保健医療学分野の対象の拡大が挙げられる。保健医療学の目的を人々の健康の維持・増進にあると考え、これを中心に据え社会の要請に適う人材像を考慮した結果、本学ではこれまで培ってきた保健医療学に関する教育研究をさらに発展充実させるために、観光学部を設置するに至った。

このように本学においては、建学の精神を基にしながら、社会構造の変化、社会の求める人材像の変化に対応している。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目標については、「建学の精神」をはじめ、「教育目標」等について、「大学ホームページ」をはじめ、各媒体で公表している。

今後も、社会の要請にこたえ、本学の個性や特色をさらに伸張するために、継続的な教育課程の見直しや教育方法の向上に取り組む必要がある。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学園の「寄附行為」の変更にあたっては、予め評議委員会の意見を聞いた上で理事

会が審議、決定することとなっており、全ての役員が参画している。また、本学の「学則」の変更にあたっては、「宝塚医療大学学長企画調整会議」（以下、「学長企画調整会議」という。）の議を経て理事会が審議、決定することとなっているが、重要な変更については評議員会の意見も聴取しており、学園の理事・評議員、大学の役員全てが審議に参画し、決定している。

「学長企画調整会議」には、常勤監事、常務理事、法人事務局長がほぼ毎回陪席し、大学の運営について共通理解を図っている。

また、事務局においては、「学長企画調整会議」、「教授会」の資料等の情報を共有している。

当該会議での決定事項は、各課でのミーティングで共有され、毎朝職員が持ち回りで司会を担当し実施している朝礼において、実施状況等が報告されている。なお、事務局の朝礼には、統括長(大学担当理事)が適宜参加し、重要事項等の伝達を行っている。

これらの事から、本学の使命・目的及び教育目的等については、役員、教職員の理解し支持を得ていると考える。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的については、「大学ホームページ」の情報公開ページや「大学ポートレート(私学版)」に掲載し、誰もが閲覧できる形で公表している。また「CAMPUS GUIDE2025」、「学生便覧」、「入学試験要項」などの媒体により学内外に周知している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、「中期計画」を平成 28(2016)年度に、策定した。

「中期計画」は、役員だけでなく、各学科長及び事務局各課の課長、職員にも広く意見を求めた上で、「学長企画調整会議」を中心に協議を行い、原案を作成した。当該原案を教授会で意見を聴取した上で理事会の承認を得て策定した。

「中期計画」は、教育の充実、教職員組織の充実、研究推進、学生支援、社会貢献など、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な内容が盛り込まれており、「中期計画」の着実な実行が、本学の「建学の精神」を実現することに繋がるよう作成されている。

令和 2(2020)年 4 月 1 日施行の改正私立学校法で、学校法人において中期計画を作成することが必須となったことから、改めて学園全体で中期計画を作成することが理事会・評議員会において決定された。

これを受け、本学においても学園所定の様式に従い、これまでの中期計画進捗に基づき新たに令和 2(2020)年度から 5 か年の中期計画を作成した。

さらに、観光学部観光学科の設置等に伴い、中期計画の見直しを行い、令和 6(2024)年度からの 5 年間の新たな中期計画を作成した。

新たな中期計画の作成に当たり、本学の建学の精神や理念に基づき新学科構想など新たな目標の設定を行うとともに、これまでの取り組みを見直し、学長のリーダーシップの下、全学的な取り組みを整理した。

中期計画の進捗状況については、理事会・評議員会に進捗に関する資料を提出し、他の専門学校と共に、中期計画の進捗について報告し承認を得ている。

今後は、逐次自己点検・評価をとおして中期計画の進捗を確認し、適宜修正を行う。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学における三つのポリシーは、建学の精神に基づき一貫したものとなっている。

建学の精神に基づく大学全体の教育目標を定め、これに基づきそれぞれの学部・学科においてディプロマ・ポリシーにより養成する人材像を明らかにし、それを達成するための教育内容、教育方法をカリキュラム・ポリシーに定めている。アドミッション・ポリシーにおいては、教育目標を達成するためにどのような人材を求めているかを明確に示している。また、三つのポリシーに基づき大学全体、学部、科目の三つのレベルで学修成果を検証するため、アセスメント・ポリシーを定めている。

建学の精神、教育目標及び三つのポリシー、アセスメント・ポリシーについては、令和5(2023)年度に保健医療学部(学年進行中の口腔保健学科は除く。)について見直しを行い、「教学マネジメント会議」において協議し、令和6(2024)年度から修正した教育目標及び三つのポリシー、アセスメント・ポリシーを適用している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、本学の建学の精神等に沿った学部学科を設置している。

本学においては、開設時から、理学療法士、柔道整復師、鍼灸師といった医療系専門職の養成を行っており、和歌山保健医療学部においても同様に医療系専門職の養成を教育の中心としている。令和6(2024)年度に開設した観光学部においては、これまでの保健医療学の教育研究を活かし、健康の維持・増進の観点から新たな分野での教育研究に着手している。

令和6(2024)年5月現在、保健医療学部(理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科、口腔保健学科)、和歌山保健医療学部(リハビリテーション学科(理学療法学専攻、作業療法学専攻)、看護学科)、観光学部(観光学科)の3学部7学科、2専攻により構成されている。

教員組織は、大学設置基準及び医療系専門職を養成する課程においては、各養成学校の指定規則等に基づき、必要な教員を配置している。

管理運営体制として、大学の最高意思決定機関として「学長企画調整会議」が置かれ、その下で学部教授会が中心となり組織運営を行うと共に、各種委員会が置かれている。各種委員会は必要に応じて全学横断のもの、学部単独で運営するものがある。

また、本学の使命・目的及び教育目標を効果的に達成するために、附属図書館及び分館、健康管理室、キャリア開発センター、学修支援センターの各組織を設けている。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的及び教育目的については、「建学の精神」に基づき、「学則」「学生便覧」などとおして学内の理解、支持は得られており、引き続き「大学ホームページ」などの媒体を通じて学内外への周知に努める。

中期計画については、令和6(2024)年度新たな中期計画がスタートしており、学内にお

ける一層の周知行くと共に、不断の点検・評価を行う。

三つのポリシーについては、保健医療学部において、令和 5(2023)年度に見直しを行った。和歌山保健医療学部、観光学部に関しては、完成年度までは設置計画に基づき適切な運用を心がけると共に、社会情勢やニーズに応じ、改善のための施策を次期中期計画に盛り込み、全学的に継続した改善を行う。

【基準1の自己評価】

本学は、平成 23(2011)年の開設以来、14 年にわたり「建学の精神」に基づき、教育・研究にかかる体制を整備してきている。

これまで新たな学部・学科の設置を行っており、完成年度を迎えていない学部・学科があるが、一貫して健康の維持・増進のための教育・研究に努めている。「建学の精神」や「教育目標」は、理事会・評議員会及び教職員の理解を得て、学外に対しても各種媒体をとおして発信されている。

また、大学で養成する人材像は、三つのポリシーに反映されており、各年度の具体的な目標は「中期計画」に反映されている。

教育研究組織についても、本学の使命・目的及び教育目標との整合性がとれており、社会の要請に応じて柔軟に新設・改正されている。以上のことから、基準1の各項目について、適切に規定、運用されており学長を中心としたマネジメント体制に基づき適宜改善が行われていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは、建学の精神に基づき、養成する人材像を示すディプロマ・ポリシーとして定め、ディプロマ・ポリシーに掲げる学位授与の要件、教育の目標を達成するために、これらを目指しうる本学が求める受験生に求める素養をアドミッション・ポリシーとして定めている。

本学のアドミッション・ポリシーは必要に応じて見直しを行っており、保健医療学部の理学療法学科、柔道整復学科、鍼灸学科については、令和 5(2023)年度に「教学マネジメント会議」において検討を行い、「学長企画調整会議」に報告し承認を得た。

保健医療学部口腔保健学科、観光学部観光学科は学年進行中である事から設置の際に定めたアドミッション・ポリシーを踏襲している。和歌山保健医療学部については、リハビリテーション学科は令和 5(2023)年度に完成年度となったが、看護学部は学年進行中である事から、看護学科が完成年度を迎えるまでの間については申請時のアドミッション・ポリシーを遵守することとしている。

アドミッション・ポリシーは、「大学ホームページ」や「CAMPUS GUIDE2025」、「入学試験要項」に掲載し、広く公開している。また、オープンキャンパスの際には、受験希望者やその保護者等に対して丁寧の説明する機会を設けている。特に AO 型選抜入試の受験を希望する学生に対しては、個別相談や入試説明会の機会を活用し、本学の入学生受入の方針を十分理解した上で受験できるよう情報提供を行っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者の選抜試験及び合否判定は、「学則」、入学試験委員会規程、「入学試験要項」に基づいて行われている。アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験の実施方法、入学試験の実施、合否判定案については、入学試験委員会によって協議され、教授会の議を経て決定している。

現在、本学は、総合型選抜(AO 基礎能力試験)、総合型選抜(小論文)、総合型選抜(指定スポーツ入試)、学校推薦型選抜(指定校推薦入試)、一般選抜(一般入試)、一般選抜(大学入学共通テスト利用入試)、社会人入学試験、外国人留学生特別入試の 8 種類の入学試験方式を設け、延べ 22 回(観光学部における外国人留学生特別入試の追加実施 2 回を含む。)の入学試験を実施し、受験機会の複数化と多様な学生の受け入れにつとめている。様々な入学者選抜の方法によって学力だけでなく、高等学校における生徒会やクラブ活動、高等学校以外でのボランティア活動の実施状況などを評価対象とすることで幅広い受験生の受

け入れを目的とした入学者選抜を実施している。

面接においては、アドミッション・ポリシーの理解度を確認するために受験生にアドミッション・ポリシーに関する質問を行っている。また、コミュニケーション能力や思考力・判断力・表現力、保健・医療・福祉への関心あるいは観光分野への関心、主体的で持続的な活動の実践経験などを採点項目とした採点基準を用いて評価している。

また、入学時、2年次、卒業時に学生向けアンケートを実施しており、入学時には本学を選択した理由、受験した入学試験、高等学校での学習内容の確認、2年次及び卒業時には、教育課程をとおして身につけた力、教育環境、教育課程への満足度などの調査を行っている。

これらのアンケート調査をとおして、本学の入学者選抜がアドミッション・ポリシーに従って適切に実施されているかを検証している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の入学者受入れに当たっての取り組みは、オープンキャンパスの開催、業者主催の進学ガイダンス、出前授業、高校訪問、「大学ホームページ」による情報発信などを活用した広報活動である。具体的な広報活動の内容は、次のとおりである。

オープンキャンパスは、毎年、各高等学校の行事や競合大学のスケジュールを鑑みた上で、本学が求める学生が幅広く参加できるような日程を設定し、内容においても開催時期ごとにテーマ、プログラムを設定し、本学の認知向上とともに各学問領域への興味を喚起する内容としている。プログラムは、「大学説明」「入試説明」「アドミッション・ポリシーに関する説明」「総合型選抜事前説明」「指定スポーツ入試事前説明」「保護者ガイダンス」「学科説明・体験授業」「個別相談(入試相談及び学科説明等)」「鍼灸治療体験」「学生企画プログラム」「在学生交流会」「入試対策講座」「キャンパスツアー」等を実施し、高校生だけでなく保護者への情報提供にも注力している。特にアドミッション・ポリシーに関しては丁寧な説明を行い、本学が求める人材像を十分理解した上で入学者選抜に臨めるように努めている。

また、在学生によるオープンキャンパスでの誘導・案内、受験生及び保護者等への説明などを積極的に取り入れ、より本学の特色を理解しやすく伝達するよう努めている。令和5(2023)年度は、宝塚キャンパスで9回、和歌山キャンパスで9回実施した。

過去5年間のオープンキャンパスの参加者数は、次表のとおりである。令和2(2020)年度の参加者数は保健医療学部(宝塚キャンパス)で大きく減少させた。これは、特に隣接する大阪府からの参加者がコロナ禍の影響を強く受けたためである。また、新設の観光学部においては、認可の遅れによる周知不足から非常に少ない参加状況となった。

表：オープンキャンパス参加状況(過去5年間) (単位：名)

	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
保健医療学部	1,217	622	770	852	733
和歌山保健 医療学部	476	467	745	798	593
観光学部	—	—	—	—	5

受験雑誌・進学サイト等への告知広告は、受験生の認知度、コストパフォーマンスを見極めて媒体を選別している。掲載時期・媒体ごとに出稿する記事内容を厳選し、タイムリーな情報提供を行っている。告知対象は、受験生を中心として、保護者・高校教員を想定している。

例年 6 月下旬に宝塚キャンパス、和歌山キャンパスともに高等学校の教員を対象とした「大学説明会」を実施し、重点エリアの高等学校の進路指導担当教員に来学いただき、大学概要、学生募集(入試、学費、奨学金等)方針について直接説明し、在学生の学びの様子を伝えている。

京阪神エリア、和歌山エリアで実施される進学ガイダンス、出前授業には、本学教職員が積極的に向かい、できるだけ多くの高校生に、保健医療分野の学び、本学の学びの魅力、入学者選抜等について直接伝えている。また、高校訪問等を通じて本学との関係が密接になりつつある、北陸地区、中四国地区での進学ガイダンスにも積極的に参加している。

高校訪問数は、コロナ禍もやや落ち着いたことから訪問回数を多く取るようにした。宝塚キャンパスは京阪神、中四国を、和歌山キャンパスは和歌山県、中四国を重点エリアとして、令和 5(2023)年度の総訪問数は保健医療学部で 903 回、和歌山保健医療学部で 43 回となった。

また、指定スポーツ入試の募集に関しては、各高等学校のクラブ指導者と本学の指定強化クラブの指導者が密に連携を取り、本学の指定スポーツ入試の意図、求める人材像などについてしっかりと理解した学生の確保に努めている。

過去 5 年間の進学ガイダンス・出前授業参加実績、高校訪問数は次表のとおりである。

表：進学ガイダンス・出前授業参加実績(過去 5 年間)

	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
保健医療学部	50会場で実施 508人と面談	144会場で実施 1,451人と面談	119会場で実施 743人と面談	143会場で実施 923人と面談	133会場で実施 957人と面談
和歌山保健医療学部	10会場で実施 75人と面談	41会場で実施 549人と面談	62会場で実施 469人と面談	58会場で実施 1042人と面談	64会場で実施 1299人と面談
観光学部	-	-	-	-	20会場で実施 226人と面談

表：高校訪問数(過去 5 年間)

(予備校・塾を含む)

	令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
保健医療学部	752	863	508	891	903
和歌山保健医療学部	265	134	56	88	43
観光学部	—	—	—	—	27

入学者受入れにあたっては、入学試験委員会、広報委員会に諮りながら、入試課が中心となって入学試験の実施計画及び学生募集方策を策定し、全教職員が一体となっ

て全学的に学生募集に取り組んできた。

このような取り組みを行ったが、令和 6(2024)年度入学者は、保健医療学部で 49.1%、和歌山保健医療学部で 67.3%、観光学部で 6.0%であった。近年 4 年間は概ね堅調な募集状況であったことから、早急に受験生減少の原因について分析を行い、対策を検討する。

表：入学者数の推移(過去 5 年間)

(各年度 5 月 1 日現在、単位：名)

学科	令和 2(2020) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度
理学療法学科	74	64	68	65	38
柔道整復学科	77	73	58	58	46
鍼灸学科	35	25	39	24	14
口腔保健学科	—	—	—	8	12
保健医療学部 小計	186	162	165	155	110
リハビリテーション学科	102	101	107	87	58
看護学科	—	—	56	53	43
和歌山保健医療学部 小計	102	101	163	140	101
観光学科	—	—	—	—	6
観光学部 小計	—	—	—	—	6
合計	288	263	328	295	217

(3)2-1 の改善・向上方策(将来計画)

令和 6(2024)年度学生募集の結果、全ての学部において入学定員割れとなった。特に保健医療学部については、減少幅が大きく、広報・募集活動について見直しを行う必要がある。特に口腔保健学科においては開設から 2 年続けて大幅に定員を割る状況であることから、入学定員を現在の 64 名から 30 名に減少すべく、文部科学省に申請及び届出の手続きを実施する計画である。

和歌山保健医療学部においては、看護学科においても定員を割る状況であり、これまでの和歌山県内に特化した募集活動を見直し、通学圏内となる大阪南部や奈良県などにも広報範囲の拡大を行う必要がある。また、高校訪問回数を増加させ、和歌山保健医療学部の高専での認知及び理解を向上させる活動を行う。

新設の観光学部においては、募集活動の開始が認可の時期の影響で大きくずれ込み、十分な取組が行えなかったことから厳しい状況となっている。学部の特色を前面に出した新しい広報の手法について検討する必要がある。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1)2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2)2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では学修及び授業支援に関する方針・計画を各委員会、実施体制を学務課・教務委員会・学生委員会・学修支援センターを中心に運営している。

教務委員会及び学生委員会は、各学科から選出された教員及び担当部署の職員が委員として委嘱され、学修支援や生活支援について協働して協議・実施している。

また、各学部にキャリア開発センターを置き、専任教員がセンター長を兼務し、センターの業務を担当する職員を配置している。

さらに、保健医療学部では、学修支援センターを置き、専任教員がセンター長を兼務し、専任職員が業務を兼担している。

委員会での決定内容は、教授会及び本学の最高意志決定機関である「学長企画調整会議」において報告または協議され、学部又は全学的な了承に基づき実施される体制を整えている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学における学修支援は、主に各学科における学年担任及びメンターと学務課が協働して実施している。大学院を設置していないことから、TA の配置は行っていないが、これに代わって学科の助手及び若手教員が TA の役割を担っている。学生の修学に係る支援は、履修に関する指導・相談の他、学生生活に関すること、奨学金に関すること等、多岐にわたっている。

以下に本学における具体的な学修に係る支援に関する取り組みを示す。

1)学年担任・メンター制・ゼミ担任制

本学においては、学年担任制・メンター制(指導教員)を導入し、学生の学業、学生生活、研究活動、進路、心身の健康など全般についての相談、指導を行っている。

令和 3(2021)年度から保健医療学部において導入したメンター制度では、下図のとおり専任教員がメンターとなり、複数の学生を担当教員が責任を持って対応し、学生の問題解決を助ける制度として実施した。クラス担任制からさらに踏み込み、より教員一人あたりの学生数を減らし、きめ細かい指導等を行い、退学率の減少や学修効果の向上を図っている。

保健医療学部ではメンター・学務課、和歌山保健医療学部では学年担任・ゼミ担当者が中心となって指導に当たっている。

【図】メンター制度について



2) 新入生オリエンテーションの実施

入学当初にオリエンテーションを実施し、各学科の概要と授業科目の説明を行い、併せて学修に対する姿勢を指導している。また、1年次に開校する初年次教育につながるよう、大学での学修方法やシラバス等について解説を行うとともに、学生同士が交流を深めるためのレクリエーションなどを実施している。

3) 履修登録指導の実施

2年次以降は、春期休業期間中及び夏期休業期間中にオリエンテーションを実施し、次年度の履修登録及び変更を行う。学年が進行し、教育・研究の内容が深まるため、指導教員の変更等の調整を行う。指導教員は学生に対し、授業の不明な点や学修の進捗状況に関する指導を行っている。

履修登録に当たっては、教職員が進級・卒業に必要な単位の履修及び資格取得に必要な単位等について十分説明し、学生が授業科目を無理なく計画的に履修できるよう、履修指導を行っている。

4) オフィスアワーの明示

シラバスに全ての教員のオフィスアワーを明記し、学生が担当教員に質問等を容易に行えるよう支援している。また4年生においては国家試験対策として、科目担当教員が時間や場所を明示し、適宜実施している。

5) 学生への情報提供

学生用掲示板に加え、学生専用のポータルサイトを用いた情報の提供を行い、自宅や学外において必要な情報を検索・確認できる体制を整備している。情報提供の内容としては①毎日の授業時間割や定期試験、提出物などの学務情報②警報による臨時休校等の緊急連絡③キャリア関係の情報提供④各種奨学金情報 などである。また、入学時に全ての学生にメールアドレスを付与し、GoogleClassroom を活用して、クラスからの連絡、課題の

提出、フィードバックなどを行っている。

6) 修学支援制度の実施

経済的に困窮している学生を含め、学業成績が優秀な学生に対して授業料相当額又は授業料相当額の半額を支給する本学独自の奨学金制度を実施している。

これらに加え、各種奨学金制度を整備し、修学支援を行っている。

令和 2 (2020) 年 4 月から、高等教育の修学支援新制度が実施されたことを受け、本学も対象校として認証を受け、修学支援を行っている。

また令和 6(2023)年には新たな支援制度として、成績優秀者給付奨学金(令和 7(2025)年入学生から適用)や資格・免許取得褒賞金制度の施行などを制定し、学生の修学や資格取得に関する支援を拡充している。

7) 教育研究環境の改善

保健医療学部、和歌山保健医療学部では、卒業生及び在学生に対して学生生活等に関するアンケートを実施し、回答を基に教育研究環境の改善に努めている。

また全ての校舎で Wi-Fi 環境を充実させており、講義での Web コンテンツの取入れ、積極的なアクティブラーニングの取り組みを行っている。学内ではグーグルコンテンツの契約を行っており、教職員間や学生との連絡共有、オンライン講義や課題配布など多岐にわたって活用している。

また、看護学科、口腔保健学科、観光学部では、設置計画に基づき、教育研究用の機器備品、図書等の整備を行っている。

8) 入学前教育と補充授業の実施

入学予定者に対して、入学前教育として、事前に課題を配布し、入学後必要と思われる基礎学力の向上を図っている。入学後習熟度を確認した上で期待される水準に達していない学生に対しては学修支援センターによる個別学修指導等を実施している。

9) 学修支援センターでの活動

宝塚キャンパスでは、学修支援センターをおき、同センターの活動として、初年次学生への学修支援を目的とした正課外のセミナーの実施、先輩学生による学修指導などの取組を継続して行っており、学修に不安がある学生に対して学修習慣の獲得、学修方法の伝達などを教員と学生が協力しながら実施している。令和 5(2023)年度は 11 名の学生スタッフが運営に参加し、後輩に対するピアサポートを実施した。

また令和 6(2024)年から、これまでキャリア開発センター内に設置するとしていた規定を改め、「学修支援センター会議」として独立した組織として運用を開始している。これらに加え、各学科において、学科の特色に応じ授業内容・方法などに適宜工夫・改善を行っている。

和歌山キャンパスでは、学年担任、ゼミ担任、学務課が中心となり、学生への指導を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学における学生の学修支援に対しては、教職員全員が共通理解の下に、入学前から協働して対応している。

既存の学修支援体制を継続しつつ、FSD(Faculty Development、Staff Development)活動を活発に行い、教職員の知識・技術の向上を図る。

また、ICTを利用し、大学の各学部及び姉妹校と連携した遠隔授業やオンライン授業による教育支援について、具体的な実施方法について検討する。

学生の学修成果を確認するために全学的な学修ポートフォリオの導入にも取り組む。学生への修学上の支援については、担任及びメンター教員、事務局職員によって教職協働で行われている。キャリア開発センター及び健康管理室についても、人員が配置されている。

キャリア開発センターについては、同センター長及び担当職員を配置し、キャリアに関する相談、指導を行っている。和歌山保健医療学部リハビリテーション学科が完成年度を迎えたため、和歌山キャンパスでの対応の強化を行ったが、今後学年進行が完了する学科に対応するため、一層の充実を図る。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学保健医療学部及び和歌山保健医療学部は、医療系の学部として設置されており、本学における教育目標の一つに国家資格を取得することが掲げられている。国家資格を取得するための教育は、学生の職業的意識を高めるとともに、卒業後の就職等に必要不可欠なものである。

本学は、一般的なインターンシップは実施していないが、教育課程はこれらの資格を取得することを前提として編成されており、「医療倫理」、「生命倫理」、「安全管理」、「チーム医療論」及び「医療経営論」等を開設するとともに、医療機関、介護施設、治療院における見学や実習を臨床実習医療機関等で行うことを義務づけ、医療専門職としての業務内容を体験させ、将来の自らの専門職を意識させることとしている。

これらの実習のほか、正課外教育として国家試験対策講義や模擬試験等の支援体制が構築されている。

また、キャリア開発センターにおいては、年度・学科ごとの求人情報をデータベース上で検索するシステムを構築し、学生に情報を提供しながら常時、相談・助言を行っている。一方、本学では平成 30(2018)年度から、キャリア開発センターの方針として、各学科、各学年の担当教員は年度初めにすべての学生に対し、学修、学生生活、将来の希望進路等についての面談を実施し、学生個人が有意義な学生生活を過ごせるように努めている。

4 年次進級時には、キャリア開発センターの職員が全員と面談し、具体的な希望進路に

ついて聞き取りを行い、アドバイスを実施している。

また、キャリア開発センターでは、学業成績の向上や国家資格取得支援、ならびに個人の職務適性の掌握のための適性検査を入学時に実施している。さらに「医療接遇マナー講座」を毎年実施し、入学時から医療人になるにあたっての動機付けや、臨床実習に臨むにあたっての支援を通して、実社会に不安なく適応できる医療人育成のためのサポートを行っている。また、学生が最終学年を迎えるにあたっては、就職ガイダンスの実施をはじめ、全学生個人とキャリア面談をおこない、希望に沿ったキャリア支援を行なっている。

平成 26(2014)年度から、毎年、各学科に次年度の就職を目的とした就職説明会(複数の求人施設を学内に招いての合同説明会)を開催し、学生の職業意識や就業意識の向上を図っている。令和 2(2020)年のコロナ禍以降からは、実施方法としてオンライン方式と対面方式の両方で実施することで充実を図っている。

また4年次生で就職の内定が決まった学生を学内のアドバイザーとしてアルバイト雇用し、学生の相談やアドバイスを担当させる学内ワークスタディー制度も整備している。

令和 2(2020)年度に開設された和歌山保健医療学部においてもキャリア開発センターを置き、専任教員と専任職員を配置し、指導体制を整備している。

令和 5 年度卒業生で就職した者の就職者数及び進学者数等については、下表のとおりである。

表：令和 5 年度卒業生数、就職者数、進学者数(令和 6 年 5 月 1 日現在、単位：名)

学科	卒業生数	就職者数		進学者数	その他
		関係分野	その他分野		
理学療法学科	52	43	0	0	9
柔道整復学科	59	47	4	0	8
鍼灸学科	25	16	0	3	6
リハビリテーション学科	84	79	4	1	0
合計	220	185	8	4	23

全体の就職率は 87.7%、医療専門職に就いた者は、理学療法学科 82.7%、柔道整復学科 79.6%、鍼灸学科 64.0%、和歌山リハビリテーション学科 94.0%となった。

国家試験不合格者のうち、次年度の国家試験受験を目指す者、一時的な仕事に就いた者、進路未定者については「その他」に分類している。

国家試験合格者についてはいずれの学科でも関連分野への就職をしている者がほとんどであることから、本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿ったキャリア教育が行われて、就職の結果につながっていることがうかがえる。

(3)2-3 の改善・向上方策(将来計画)

現在、保健医療学部キャリア開発センターでは、センター長のほか事務職員 2 人が業務に携わっている。また和歌山保健医療学部では、センター長のほか他業務と兼任ではあるが事務職員 3 人が業務に携わっている。今後も両キャンパスで連携した求人開拓やキャリア指導を行う。

また「大学ホームページ」には、就職及び資格に関するページは開設されているがキャ

リア開発センター独自のホームページが開設されていないため、今後新たに開設し、就職支援情報、病院等の医療機関、介護施設、鍼灸治療院、整骨院、一般企業等の求職情報の提供を促進するよう、準備を進めている。

教員による面談や就職説明会を充実させるとともに、学生が自らの進路について自らが考え、意思決定をしていくというキャリアの自立を促し、そのことに対しての支援を行っていく。

観光学部観光学科では、令和 6(2024)年度中に尼崎キャンパスを整備することから、同キャンパス内にキャリア開発センターを整備し、キャリア教育の充実を図る。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生が安全かつ安心して学修に専念し、豊かで充実した学生生活を送ることができるように、教務委員会、学生委員会、健康管理室運営委員会、附属図書館運営委員会等が単独で、または連携して支援施策を企画立案し、実行に移している。また、内容によっては、教授会の議を経て実施している。

学生に対しては、事務職員と各学科教員が協働してオリエンテーションを実施し、単位の修得状況の確認と履修指導を行っている。

履修指導、履修単位、履修方法等については、オリエンテーション時に徹底した説明を行うとともに、学生全員に「学生便覧」を配布し、円滑な学生生活ができるよう努めている。当該便覧には、①学年暦、「学則」「教務規程」など学生生活に必要な規程、②学内施設の位置、③学内施設の利用方法、④学生証や各種証明書に関する諸事項に関する事項、⑤通学に関する諸事項、⑥喫煙、飲酒、薬物使用、健康管理に関する諸事項、⑦奨学金や学生保険、⑧課外活動等について説明し、学生生活が円滑に進むよう工夫している。

学生の課外活動への支援は、宝塚医療大学学友会(以下、「学友会」という。)と学生委員会との合議によって行われている。学生の自治活動を定めた「宝塚医療大学学友会会則」と「宝塚医療大学学友会会則内規」により運営・サポートを行っている

現在、課外活動団体として認定されている団体は、以下の表のとおり宝塚キャンパスで 10 団体、和歌山キャンパスで 8 団体である。

令和 6(2024)年度 学友会認定団体一覧(宝塚キャンパス)

1	硬式野球部	2	サッカー部	3	柔道部
4	軟式野球部	5	スポーツトレーナー育成部	6	リハ工学と内燃機関の研究会
7	Python-programing 研究会	8	東洋医学研究会	9	車椅子バスケットボール部
10	女子サッカー部				

1・2・3・10 は指定強化クラブ

令和6(2024)年度 学友会認定団体一覧(和歌山中之島キャンパス)

1	軽音サークル	2	ダンスサークル	3	バドミントンサークル
4	バスケットボール部	5	photoクリエイトサークル	6	ボードゲームサークル
7	フットサルサークル	8	バレーボールサークル	9	TUMH PRサークル

課外活動団体として認定された団体には、学生が組織する学友会から、活動に要する費用を活動実績等に基づいて勘案し、学生委員会で協議の上、活動支援金として交付されている。また、秋季に実施される学園祭については、学友会に宝塚医療大学学園祭実行委員会がその都度設置され、当季の実施内容等の企画立案が行われる。当該課外活動に関する事務は学務課が所掌している。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談に関する支援体制は、健康管理室を設け常勤の看護師を配置し、対応に当たっている。また、学内にカウンセリング室を設け、専門の資格を有する者を配置し、学生の相談に対応する体制を整えている。遠隔地となる大阪中津キャンパスや宮古島キャンパスでは担当者がインターネットを介して、カウンセリングをできる体制を取っている。

学生の健康管理は、学校保健法に基づき、毎年全学生を対象として健康診断を実施している。未受診の学生に対しては、別途医療機関で受診させその結果を提出させている。学生のケガ・感染症の罹患、実習先での事故に対応するため、本学では在学生全員が日本看護学校協議会共済会の「Will 傷害保険」(観光学部は「学生教育研究災害傷害保険」)に加入している。

禁煙に関しては、宝塚キャンパス、宮古島キャンパスにおいては敷地内に喫煙場所を設置している。和歌山キャンパス(中之島校舎、西庄校舎)、大阪中津キャンパスはいずれも、全面禁煙としている。

(3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

健康管理室については、学生の体調不良やケガに対応するため、平成 28(2016)年度から看護師の資格を持つ職員を配置している。

メンタルヘルスを担当するカウンセラーについては、宝塚キャンパスでは専門の資格を有するカウンセラー(非常勤)を 2 名配置し、和歌山保健医療学部では、同様に非常勤の有資格者 1 名を配置し、学生からの相談業務を行っている。

観光学部の設置に伴い、拠点が増加することから、学生の心身の不調について相談しや

すい環境の整備を進める。

学生の課外活動について、コロナ禍後の状況を注視しながら積極的な活動が行えるよう、継続して支援を行う。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の本学の校地校舎等の状況は次表のとおりである。

校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎敷地面積	—	46433.8 m ²	0 m ²	0 m ²	46433.8 m ²
運動場用地	—	22012.1 m ²	0 m ²	0 m ²	22012.1 m ²	
校地面積計	18960 m ²	68445.9 m ²	0 m ²	0 m ²	68445.9 m ²	
その他	—	14236.3 m ²	0 m ²	0 m ²	14236.3 m ²	
校舎等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎面積計	17528.6 m ²	33977.5 m ²	0 m ²	0 m ²	33977.5 m ²
校舎	学部・研究科等の名称	室数		※尼崎キャンパス：令和6年度中に整備予定		
	保健医療学部（宝塚キャンパス）	26 室				
	和歌山保健医療学部（中之島校舎）	18 室				
	和歌山保健医療学部（西庄校舎）	20 室				
	口腔保健学科（中津キャンパス）	14 室				
	観光学部（宮古島キャンパス）	4 室				
	観光学部（尼崎キャンパス）	10 室				
教室等施設	区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
	宝塚キャンパス教室等施設	12 室	2 室	11 室	1 室	0 室
	和歌山中之島校舎教室等施設	13 室	0 室	12 室	0 室	0 室
	和歌山西庄校舎教育等施設	4 室	0 室	4 室	1 室	0 室
	中津キャンパス	7 室	0 室	4 室	0 室	0 室
	宮古島キャンパス	7 室	1 室	0 室	0 室	0 室
	尼崎キャンパス	13 室	0 室	0 室	0 室	0 室

保健医療学部が使用する宝塚キャンパスについては、大学設置基準の条件を十分に満たしている。平成 30(2018)年にクラブハウス(部室棟)を設置、令和元(2019)年にグラウンドのナイター照明設備を設置し課外活動の充実化を行っている。またこれらの設備は地域活動の拡大化にも機能している。令和 5(2023)年度には、学生の食事や学修の場として学生ラウンジを設置した。また、大講義室・中講義室の視聴覚機器の更新を行うなど、適宜改善と充実に努めている。

令和 2(2020)年度に、和歌山保健医療学部設置に当たり、和歌山中之島校舎を整備した。大学設置基準に定める面積基準を満たした上で、最新の実技用機器や視聴覚設備を導入している。学修スペースや学生がくつろげるスペースも随所に置き、学生の学修環境に配慮をしている。

令和 3(2021)年度は、和歌山保健医療学部看護学科を設置することに伴い、研究室棟

を建設するとともに、設置計画に基づき看護学科の教育研究用機器備品の購入及び設置を行った。

令和 4(2022)年度には、保健医療学部口腔保健学科設置に伴い、教育研究用機器備品の購入及び設置を行った。また令和 5(2023)年度より和歌山保健医療学部看護学科が使用する和歌山西庄校舎の整備も行った。

令和 5(2023)年度は、保健医療学部口腔保健学科が 2 年次より使用する大阪中津キャンパスの改修工事を行った。同時に、観光学部観光学科の設置に伴い宮古島キャンパスの整備を行い、それぞれのキャンパスにて教育研究用機器備品の購入及び設置を行った。

令和 6(2024)年度は、観光学部が 2 年次から使用する尼崎キャンパスの整備を予定している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

教育に関連する学内に設置している附属施設として宝塚キャンパス内に柔道整復学科、鍼灸学科の臨床実習施設の機能を兼ねた附属治療院及び附属図書館を設置している。

学外に設置している附属施設としては、「宝塚医療大学附属介護ステーション」がある。各施設の概要等は以下のとおりである。

附属治療院の概要

名 称	面 積(m ²)	開館時間等	主な用途
附属治療院	327.53	9 : 00～12 : 00 14 : 00～17 : 30	柔道整復、鍼灸治療の提供 柔道整復学科・鍼灸学科の 臨床実習に使用



治療院入り口



トレーニング機器



ベッド配置状況

附属治療院では、近隣の住民等を対象として、柔道整復治療と鍼灸治療を提供しており、地域社会の医療福祉に貢献している。

治療院のスタッフは、柔道整復学科、鍼灸学科に所属する該当資格を有する専任教員が担当している。また、受付には地元の方をパートタイマーとして配置している。

学生の見学、実習の実施に当たっては、予め患者の同意を得た上で実習を行っている。

地域における医療の提供と共に、教育附属施設として、また学生が将来の職業についてのイメージを明確に持つことが出来るためのパイロットケースとしての機能を果たしている。

令和 4(2022)年度は、柔道整復及び鍼灸における電子カルテの試験的導入を行い、今後一層推進すると考えられる DX(Digital Transformation : デジタルトランスフォーメーション)の推進に対応するための取組を行った。

附属治療院の業務は「宝塚医療大学附属治療院設置規則」第 2 条に次のとおり定められている。

治療院は、柔道整復、はり及びきゅうに関し、相互協力の下に次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)一般患者に対する臨床実習の機会を確保、技術等の向上を図るため、臨床実習の教育を行うこと。
- (2)治療院における治療の推進に関すること
- (3)治療院における研究の推進に関すること
- (4)地域医療人の研修に関すること
- (5)その他治療院の目的を達成するために必要なこと

附属治療院は、柔道整復部門と鍼灸部門で構成され、それぞれ 7 床ずつ治療用ベッドを配置している。開設時から柔道整復及び鍼灸の治療を行うために必要な機器として、牽引器、超音波治療器、超短波治療器、ホットパック、低周波治療器、赤外線治療機等が整備されている。また、トレーニング機器を用いた治療法を導入するため、トレーニング機器 4 種(レッグエクステンション、レッグプレス、ローイング、リカンベントバイク)を導入している。

附属治療院の運営方針等を協議するため、「附属治療院運営委員会規程」に則り、宝塚医療大学附属治療院運営委員会(以下、「附属治療院運営委員会」という。)を設置しており、当該委員会は附属治療院院長(本学専任教員が兼務)、学長が指名する副学長、柔道整復学科及び鍼灸学科から選出された教員、事務局長、学長が認める者で構成されている。

当該委員会での決定事項等は保健医療学部教授会において委員会報告を行い、学内での周知を行っている。重要な変更等については、「学長企画調整会議」で協議の上、決定している。

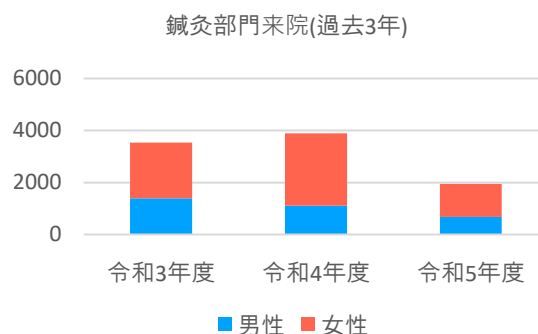
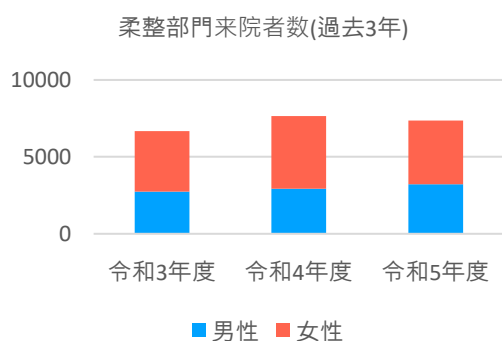
附属治療院における柔道整復及び鍼灸の治療は、本学の柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の免許を取得している本学専任教員がシフトを組み、治療に当たっている。

附属治療院は、学生の実習施設として活用されているが、一方で地域住民に対して、柔道整復及び鍼灸治療を提供することで、地域住民の健康増進、健康維持に貢献している。

過去3年間の患者数は以下の表のとおりである。

柔整部門	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	2741	2939	3224
女性	3936	4722	4133
合計	6677	7661	7357

鍼灸部門	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	1386	1111	683
女性	2149	2776	1264
合計	3535	3887	1947



また、附属治療院では、令和6(2024)年度から、名称を「統合医療臨床センター」と改めて、これまでの柔道整復、鍼灸だけではなく、医師を配置し、クリニックとしての機能を持たせ、統合医療の実現を目指すと共に、学生へのアントレプレナーシップ教育の推進のための機関として一層の充実を目指すことを「学長企画調整会議」において決議した。

附属図書館は、宝塚キャンパス、和歌山中之島校舎、和歌山西庄校舎、宮古島キャンパス、大阪中津キャンパスにそれぞれ設置されており、計画的に一般教育図書、基礎医学分野図書、専門分野図書の増冊を図るとともに学術雑誌の整備に努めている。附属図書館には、学生が自由に検索等を行うことができるOPAC(Online Public Access Catalog)対応のコンピューターが宝塚キャンパスに13台、和歌山中之島キャンパスに10台、和歌山西庄キャンパスに5台整備されている。宮古島キャンパス、大阪中津キャンパスではシステムを整備中であるが、同様の環境となる計画である。

宝塚キャンパスの附属図書館宝塚本館は、562 m²、閲覧席80席、和歌山中之島校舎の附属図書館和歌山分館は、168.6 m²、閲覧席63席、和歌山西庄校舎では131.22 m²、閲覧席24席を、宮古島キャンパスの附属図書館宮古島分館は、440.84 m²、閲覧席20席を、大阪中津キャンパスは56.8 m²、閲覧席10席を設け、総計で55,006冊(電子書籍を含む。)の図書を所蔵している。

附属図書館は、学生、教職員だけではなく、近隣の住民等にも開放し、館内での書籍等の閲覧を可能としている。附属図書館和歌山分館においては、リハビリテーション学科及び看護学科の設置計画に基づき、適宜図書及び雑誌の購入を行い、資料の充実を図っている。

宮古島分館においては、その設置の経緯及び趣旨を勘案し、設置時から継続して地域住民の利用に供しており、令和5(2023)年度は感染症対策に配慮しながら、ハロウィンパーティーや、英語教室といった地域への貢献事業を実施した。

令和 6(2024)年度中に観光学部で使用する尼崎キャンパスを整備し、当該キャンパスにも図書室(96 m²、閲覧席 13 席)を整備する計画である。

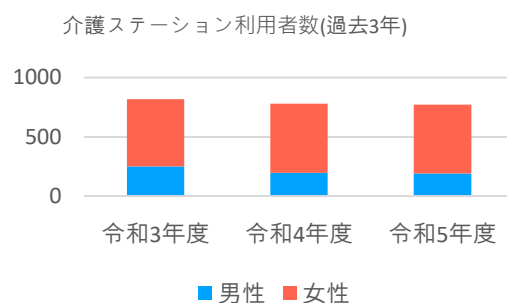
学外の附属施設として、本学では、平成 29(2017)年 10 月に大阪府大阪市において「宝塚医療大学附属介護ステーション」を開設した。この介護ステーションは、開設当初から機能訓練に特化した通所介護施設として地域の高齢者の方に通所型のデイサービス事業を提供している。

また、本学における臨床実習施設としての役割とともに、本学の在学生在が、将来介護事業に携わる際のパイロット事業としての役割も担っている。

「宝塚医療大学附属介護ステーション」は、「宝塚医療大学附属介護ステーション指定地域密着型通所介護〔指定介護予防通所介護又は指定介護予防型通所サービス〕事業運営規程」に基づき、運営されている。附属治療院長が施設長を兼任しており、専門の介護職員を配置している。

過去 3 年間の利用者数は、以下の表のとおりである。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
男性	249	196	192
女性	568	584	580
合計	817	780	772



令和 5(2023)年 1 月から 12 月の利用者数計は 772 名であり、1 ヶ月平均約 64 名の利用者があった。しかしながら、令和 4(2022)年の利用者数計は 780 名であり、新型コロナウイルス感染症の影響が残存しており、横ばいの傾向にある。一方で新規契約者も月に 2 名ほどあり、地域で一定の評価を得ていると考えられる。

大学が設置する介護施設としての特長を活かし、運営の一層の充実を図るとともに、学部の各種実習における実習生の受入れなど、大学附属機関としての機能の充実を図る。

また、令和 2(2020)年度からは本学のワークスタディー制度を利用した学生アルバイトの受入れを継続的に行っている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学は、兵庫県宝塚市、和歌山県和歌山市(中之島校舎・西庄校舎)、大阪市、宮古島市の 5 箇所にキャンパスを設置している。

いずれのキャンパスも、法令及び自治体等が定める規程に従ってバリアフリー化を図っている。具体的には、車椅子対応の駐車場、バリアフリートイレ、点字による表示、誘導ブロックの設置、階段等の手すり、スロープまたはエレベーターの設置などである。宝塚キャンパス、和歌山中之島校舎、大阪中津校舎では、車椅子や身体障がいがあっても必要な教室等にアクセス出来るよう、配慮されている。一方で、看護学科が使用している和歌山西庄校舎と宮古島校舎ではエレベーターが設置されておらず、バリアフリー化は十分とは言えない。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学教育課程に示す授業科目のうち、大多数の授業科目は、各学科単位による授業を実施している。

保健医療学部では、一般教育の英語、情報処理及び体育実技については、授業効果を高めるため、40人以下のクラス編成を行っている。また、理学療法学科及び柔道整復学科の実技科目については、原則として2人の専任教員が指導に当たることとし、鍼灸学科の実技科目については、養成施設指定規則に基づいた30人以下のクラス編成を行い、きめ細かな指導ができる体制により充実した授業を展開している。

和歌山保健医療学部では、一般教育の英語、情報処理及び体育実技については、授業効果を高めるため、40人以下のクラス編成を行っている。実技授業についても同様に1クラス40人以下でのクラス編成を行っている。

観光学部では語学を少人数編成によって行い、2年時以降のコース選択・実習・インターンシップ時にも人数に配慮して編成を行う。

本学におけるST比(専任教員1人当たりの学生数)については、下表のとおりであり、授業を実施するに当たって適切な教員数である。

表：専任教員1人当たりの学生数 (令和6年5月1日現在、単位：名)

学科	学生数	専任教員数	専任教員1人当たりの学生数
理学療法学科	233	16	14.6
柔道整復学科	219	16	13.7
鍼灸学科	92	18	5.1
口腔保健学科	20	10	2.0
保健医療学部	564	60	9.4
リハビリテーション学科	332	25	13.3
看護学科	152	24	6.3
和歌山保健医療学部	484	49	9.9
観光学科	6	9	0.7
観光学部	6	9	0.7
合計	1,054	118	8.9

多人数授業は、学生の勉学への意欲を低下させるとともに、習熟度の格差を生じさせかねない。本学においては、特に実技・実習授業については、少人数での授業が実施されており、クラス編成は適切であると考えられる。

一部外部講師による講義については、合同で実施している科目があるため、教育効果を確認し、教務委員会で必要な教員配置について確認している。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

教育環境の整備に当たっては、学生委員会、附属図書館運営委員会等で随時検討し、学生の要望をも踏まえた改革に努めることとしている。

中期計画に基づいた事業計画に沿って、計画的な施設の整備、改善を行う。また、学生の憩いのスペースや厚生施設の充実に努める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

宝塚キャンパスでは附属図書館、食堂、掲示板前に「意見 BOX(宝療の声)」を設置し、学生の意見をくみ取るための体制を取っている。和歌山キャンパスでは、中之島校舎 1F の売店スペースの一角に同様に設置している。

さらに、担任及びメンター教員や学務課職員を通じて学生の要望を受けるとしている。また、学生委員会及び「学長企画調整会議」等で学修環境の改善に関する検討を行い、令和 3(2021)年度には、宝塚キャンパスにおいて、屋内体育施設へのエアコンを設置、学内 Wi-Fi 環境の改善のための回線工事を行った。また、学生からの要望が多かったスクールバスについて、令和 3(2021)年度に増便を行い、令和 5(2023)年度からはスクールバスの台数を 2 台に増加し、学生の要望に応えた。和歌山キャンパスでは、看護学科の学生からの要望を受け、中之島校舎と西庄校舎間を移動するために、両校舎間のシャトルバスを運行している。

本学における学生の学修面、進路、生活面における指導・相談については、担任及びメンター教員、学生委員会、キャリア開発センター、学務課等が中心となって対応している。具体的には、次に示すとおりである。

1)学修支援体制

学修支援については、各学科、各学年の担任及びメンター教員、学務課職員が常に学生個々の出席状況、履修状況を把握し、出席状況や単位未修得などに問題のある学生についての情報を共有し、学生に対する学修支援を行っている。

2)進路支援体制

進路支援については、キャリア開発センター、キャリア開発センター運営委員会及び学務課が連携し、学生のキャリア形成、就職活動、ボランティア及び社会貢献活動等の支援を正課外教育として行っている。特に、キャリア形成に関しては、初年次から 4 年次まで計画的に教育を行っている。

現在、キャリア開発センターには、センター長と職員がキャリア教育に関する業務に従事しており、キャリア開発センター運営委員会の委員が同センターで待機して、就職、進学に対して相談、助言を行っている。

3) 課外活動支援体制

課外活動は、部・サークル活動、ボランティア活動、学園祭などである。学友会の組織、運営に関しては、先に述べた「学友会会則」と「同内規」の定めのとおりであり、各活動や事業の運営・実行に当たっては、学生と教職員が協働で取り組んでいる。

4) 宝塚医療大学に関する在学生・卒業生アンケートの実施とその反映

2 年次生及び 4 年次生に対して、アンケートを実施し、授業やカリキュラムに関すること、学生生活や課外活動に関すること、就職活動に関すること、本学の満足度等について意見を求めている。アンケートの結果は報告書にまとめ、自己点検・評価委員会において確認し、改善が求められる事項については、関係する各委員会及び「学長企画調整会議」において対応を協議し、対応している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学の学生の心身に関する健康相談について、ハラスメントに関しては、「宝塚医療大学ハラスメントの防止等に関する規程」を制定のうえ、同規程第 14 条に基づき、学長の指名により、宝塚医療大学ハラスメント防止対策委員会(保健医療学部 教員 8 人、職員 2 人、和歌山保健医療学部 教員 8 人、職員 1 人、観光学部 教員 3 人、職員 1 人)を置き、常に対応できる体制を取っている。任期は 2 年で再任は妨げないこととしている。

メンタルヘルスに関しては、カウンセリングルームを設置し、学生の相談業務を行っている。宝塚キャンパスでは専門の資格を有する非常勤職員を週 4 日配置、和歌山中之島キャンパスでは週 1 日配置し、その他のキャンパスでは Web 会議システムを活用したカウンセリングの体制を取っている。

健康管理室は医師免許を持つ専任教員が室長となり、宝塚医療大学健康管理室運営委員会(健康管理室長、各学科長、学長が指名した教員、総務課長、学務課長)において、運営の方針及び計画等について協議し、健康管理室の運営に必要な事項を決定している。また、健康管理室には専任の看護師を配置し、学生の体調不良、健康相談に対応するほか、学内の衛生環境の維持・向上に努めている。

また、本学では令和 3(2021)年 10 月に「宝塚医療大学障がい学生支援に関する基本方針」を策定した。当該基本方針において、障がいがある学生に対する合理的な配慮等について定め、「大学ホームページ」において公開している。宝塚キャンパスでは、学修支援センター、教務委員会及びカウンセリングルームが連携して、入学生に対して、具体的配慮の必要性についてアンケートを実施した。2 年次以上の学生に対しては、担任をとおして具体的配慮が必要な学生については、担任等に申し出るよう周知を行った。

経済的支援として、本学では独自の奨学金制度を導入しており、就学支援を行っている。各種奨学金の種類及び令和 5(2023)年度の支給・減免状況は次表のとおりである。

これらの奨学金は、入学試験において優秀な成績を収めた者、学業成績が優秀な者、遠方からの入学者で下宿を行う者、指定強化スポーツクラブ活動との両立を目指す者などを

宝塚医療大学

対象にしており、幅広く学生の就学を支援している。

これらの支援制度は、規定に基づき学長企画調整会議において選出等を実施している。

(1)本学独自の減免制度(返還義務なし)

(2)本学独自の給付奨学金(返還義務なし)

奨学金名称	条 件 等
総合型選抜(指定スポーツ入試)授業料減免制度	総合型選抜(指定スポーツ入試)合格者で、対象クラブ(硬式野球部、男子サッカー部、女子サッカー部、柔道部)活動において実績があり、本学が定める一定の基準を満たした者の中から、特待生 A(授業料の 1/2 減免)、特待生 B(授業料の 1/3 減免)を選出し、本学の規定に定める期間において減免。 ※減免期間：3 年間(減免期間中はほかの給付奨学金を受け取ることはできない。)
入学金免除制度	①平成医療学園グループ校の卒業生(卒業見込含)、②在学生(在校生)または卒業生の 3 親等以内の者、③家計支持者が同一であり同一年度に 2 名以上入学する場合の 1 名を除いた他の者のいずれかに該当する場合、入学金を免除。 ※出願時に申請(入学金の免除を受けた年度は、他の入学金免除又は減免の対象者となることはできない。)
私費外国人留学生入学金・授業料減免制度	入学金の半額を免除。 授業料(年額)の 30%を減免。
指定校推薦入学金免除制度	学校推薦型選抜入試(指定校推薦)の合格者に対して入学金を免除。
奨学金名称	条 件 等
入学試験成績優秀者給付奨学金	総合型選抜(AO 基礎能力試験 A・専願型)の合格者で得点率 75%以上の者のうち、総受験者の 30%以内の者に奨学金(300,000 円)を給付。
成績優秀者給付奨学金	2 年次以降は前年度の成績基準を満たした者の中から各学年において、各学科各学年の在籍学生の 5%以内の者に奨学金(300,000 円)を給付。
社会人対象給付奨学金	満 25 歳以上で本学入学後、一定の学業成績を上げ、学年の模範となる学生生活を行った者の中から選考し、3 名程度を採用。在学 2 年次生からが選考対象。給付額 150,000 円。
下宿生支援奨学金	入学試験で優秀な成績を修めた者で、入学後下宿住まいをする学生の中から、各学科上位 2 名までの成績優秀者。給付額 150,000 円
後継者育成奨学金	柔道整復学科または鍼灸学科に入学した者のうち、平成医療学園の卒業生で治療院を開設している者、または全国柔整鍼灸協同組合員の子もしくは 3 親等以内の親族が対象。給付額 150,000 円。
資格・免許取得褒賞金	在学中に「登録販売者、介護職員初任者研修、保育士、福祉住環境コーディネータ 2 級」のいずれかの資格・免許を取得した者へ報奨金を給付。給付額 30,000 円

令和5年度支給・減免状況

1.宝塚医療大学特別奨学生(単位：名)

学科・専攻	人数	備考
理学療法学科	1	授業料相当額免除
柔道整復学科	1	
鍼灸学科	1	
リハビリテーション学科・理学療法学専攻	5	
リハビリテーション学科・作業療法学専攻	1	

2.宝塚医療大学成績優秀者奨学生

学科・専攻	人数	備考
理学療法学科	3	20万円支給
	1	10万円支給
柔道整復学科	2	20万円支給
	5	10万円支給
鍼灸学科	0	20万円支給
	1	10万円支給
リハビリテーション学科・理学療法学専攻	2	10万円支給
リハビリテーション学科・作業療法学専攻	1	20万円支給
	2	10万円支給
看護学科	1	20万円支給
	2	10万円支給

3.宝塚医療大学下宿生支援奨学金

令和5(2023)年度は該当者なし。

4.宝塚医療大学スポーツ特別奨学生

学科・専攻	人数	備考
理学療法学	27	減免額は授業料の2分の1 または3分の1
柔道整復学科	48	
鍼灸学科	36	

5. 和歌山保健医療学部紀南地区下宿生支援特別奨学金

学科・専攻	人数	備考
リハビリテーション学科・理学療法学専攻	1	20万円支給
	2	10万円支給
リハビリテーション学科・作業療法学専攻	2	20万円支給
	1	10万円支給
看護学科	2	20万円支給

また、令和元(2019)年度は高等教育の修学支援新制度に関する申請を行い、機関要件を満たしているとして、文部科学省から認定を受けた。これにより、令和2(2020)年度から、当該制度による学生支援を行っている。

日本学生支援機構による奨学金についても、例年採用・継続・返還に関する説明会を行い、周知徹底を図っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

保健医療学部では、毎年卒業生に対してアンケートを実施している。

当該アンケートには本学の設備、教育環境に関して、以下の項目について質問している。

- ・ 実験・実習設備はどうでしたか。
- ・ 附属図書館はどうでしたか。
- ・ 情報処理関係施設や機器はどうでしたか。
- ・ 自習室はどうでしたか。
- ・ 運動設備はどうでしたか。
- ・ 食堂・売店はどうでしたか。

当該アンケートの結果は、統計処理され、自己点検・評価委員会等で報告され、重要性が高いと考えられる要望等について、対応している。

また、宝塚キャンパスでは学生が自由に意見を投書することができる「意見BOX(宝療の声)」を附属図書館内、食堂などに設置している。「意見BOX(宝療の声)」は施錠されており、適宜学友会が開封し、とりまとめの上、事務局に意見を伝達している。伝達された意見は、学生委員会で報告、協議され、その対応をまとめたものを学生掲示板に大学側の回答として掲示している。

また、毎年開催している宝塚医療大学後援会総会では、保護者の方からの意見を聴取しており、保護者の方とおした学生の率直な意見を聴取する機会としている。合わせて、宝塚医療大学同窓会において、卒業生との交流をとおして本学への意見、要望などについても聴取している。

(3)2-6の改善・向上方策(将来計画)

学生からの意見聴取とその反映については、学生委員会と事務局学務課が中心となり、今後も学生意見のとりまとめを行う。学友会を中心とした学生との対話の機会を増やすと共に、後援会や同窓会との連携を強化し、学生の要望を確認する。

また、健康管理室とカウンセリングルームを中心に、学生の心身の健康の把握、増進に努めると共に、学生のプライバシーに十分配慮した上で、教職員が協働して学生の健康管理及び居心地の良いキャンパスの維持・向上に努める。

【基準2の自己評価】

学生募集は、アドミッション・ポリシーに従い適正な学生募集が行われており、口腔保健学科及び観光学科を除く各学科ではほぼ堅調な募集状況を保っているが、令和6(2024)年度入学生については、定員を下回ったことから、早急な対応が必要である。

学修支援は、高等教育機関としての大学にとっては根幹となる領域である。各学部、学科において、それぞれ三つのポリシーに基づき、学生支援活動を実施している。キャリア支援については入学時から一貫したキャリア指導を実施している。今後完成年度を迎える

学科がある事から、一層の充実を目指す。学生サービスについては課外活動や、健康管理などを適切に行っている。学修環境の整備については、適切な学修環境の整備、学生の意見・要望への対応などを実施している。学生の意見への対応は、学生の意見を聴取する方法を定め、学内で検討され、逐次反映している。健康相談については各キャンパスで健康管理室を設置し、カウンセリング等を受けることができる体制を整えている。経済支援については本学独自の奨学金制度の充実を図っている。以上のことから、基準2の各項目について適切に実施、整備等が行われている。また、学生募集活動については所掌の委員会を中心として改善に努めていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の建学の理念に基づき、各学部に「学部規則」を定め、各規定に基づき教育研究上の目的を定めている。

これに基づき、教育目標を、「豊かな人間性と幅広い教養、高い倫理観とコミュニケーション能力、理論的思考力、研究する旺盛な意識を持った医療専門職の育成を目指す」とし、幅広く深い教養と豊かな人間性を身につけるための教養教育を行うこと、医療専門職として必要不可欠な基礎・臨床医学の知識を修得するための専門基礎教育を行うこと、専門分野についての理解を深めるとともに、医療現場での実践能力を備え、さらに、科学的視点に立った研究の素養を身につけるための教育を行うこととしていた。

令和 6(2024)年度から、新たに観光学部を開設する事に伴い、全学に共通する教育目標としてふさわしい内容に変更するべく「教学マネジメント会議」において協議し、教育目標を以下のとおり修正した。

【宝塚医療大学教育目標】 令和 6(2024)年 4 月施行

建学の精神を達成し、実践する力を養うために以下に掲げる教育を行う。

- (1) 豊かな人間性を養い、幅広い教養、高い倫理観とコミュニケーション能力、論理的思考力、創造力を身につけるための教育
- (2) 社会の要請に応えるための高度な専門知識と技術を修得すると共に、多様な職種と連携できる能力を身につけるための教育
- (3) 国際性と地域性双方の多様性の視点を持ち、社会の一員として協働する能力を身につけるための教育
- (4) 広く人間の健康の維持・増進及び疾病の予防について研究する素養を身につけるための教育

これらの目標は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと有機的に関連しており、「大学ホームページ」「学生便覧」等を利用して、周知されている。

本学における教育目標と教育課程については、本学に相応しい内容となっている。教育課程の周知については、「学部規則」、「学生便覧」に明示し、広く公表している。なお、シラバスについては、印刷物を附属図書館に配置するとともに、「大学ホームページ」に公開している。

また、シラバスの記載内容について、第三者による確認を行い、担当教員に対して、記載内容の不足や成績評価方法の明示などについて、一部修正を求めた。

建学の理念、教育目標及び三つのポリシー等、本学の教育研究に関する理念や目標等について、更に分かり易く、在学生が折に触れ確認できるよう、「学生便覧」や「大学ホームページ」での公開方法について工夫している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位の認定基準を明確にするため、平成30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを制定した。

アセスメント・ポリシーは、大学全体、学部、科目のそれぞれのレベルによる評価からなり、具体的な検証方法や具体的な評価基準等について定めている。アセスメント・ポリシーは、GPAの具体的な算出方法と共に、「大学ホームページ」で公開されている。また、学生個人の成績等については、教務システムで学生それぞれが自身の成績やGPAなどを確認できるよう整備している。

進級基準、卒業認定基準は「学生便覧」に明記されており、すべての学生に毎年配布されており、周知は徹底されている。

また、毎年の履修登録時には、各担任及び事務局窓口において進級要件、卒業要件について相談できる体制を整えている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学の教育課程(科目区分、授業科目の名称、配当年次、単位数、授業形態及び履修要件の内容、進級等)については「学部規則」、「学生便覧」に明記している。単位認定、卒業要件については、「学則」、「学生便覧」に明記するとともに、履修指導時のほか随時学生の質問に対応している。

本学の授業形態は、保健医療学部及び和歌山保健医療学部においては、講義は15時間、演習は15時間から30時間、実験・実技は30時間、実習は30時間から45時間の授業をもって1単位と定めている。単位は、これらの授業を履修し定期末試験等に合格すると与えられる。観光学部においては、講義及び演習については、14時間から28時間の授業を持って1単位、実験・実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位と定めている。この差異は、観光学部が4セメスター制を導入しており、1コマ100分授業を1セメスター中に7回実施する体制である事に起因している。

他大学と協定を締結した場合は、締結した大学での修得単位は、60単位を限度として認定される。また、入学前の既修得単位数は、60単位を限度として認定される。

履修登録単位の上限については、「学部規則」に年間を通していずれの学部・学科でも48単位以内と定められている。

進級については、各学科単位で定めており、進級に係る要件を定めていない学科もある。その内容については、「学生便覧」に明記されている。進級要件については、教務委員会において継続的に確認、見直しが行われ、保健医療学部では令和5(2023)年度から、進級要件を課さない内容に改めた。和歌山保健医療学部では、完成年度以降に適

宜見直しを行う予定である。

また、各学科の一部の科目については、先修条件が定められており、「学生便覧」に明記されている。

卒業判定については、「学則」、「学部規則」、「学位規則」の定めに基づき、卒業に必要な単位数を取得した者に対して、ディプロマ・ポリシーを満たしたと判断し、教授会の議を経て適切に判定を行っている。

令和 5(2023)年度の学位授与数及び授与率は下表のとおりである。

表：学位授与数及び学位授与率 (令和 5 年度、単位：名)

学科	学位授与数	卒業学年在籍者数	学位授与率
理学療法学科	52	55	94.5%
柔道整復学科	59	60	98.3%
鍼灸学科	25	26	96.2%
リハビリテーション学科	84	86	97.7%
合 計	220	227	96.9%

(注)「卒業学年在籍者数」は令和 5 年 5 月 1 日現在。

成績判定の基準は、シラバスに明記されており、成績判定の基準を変更する場合は、あらかじめ教務委員会の了解を得ることとしており、学生に示された成績判定基準が厳密に運用されるよう、配慮している。

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

保健医療学部については、令和 5 年度に各ポリシーの見直しを行った。学年進行中の看護学科がある和歌山保健医療学部については、看護学科が完成年度を迎えた後に見直しを行う。また、保健医療学部においては学生、ステークホルダーの希望、外部評価の結果などを参考に不断の見直しを行うこととする。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1)3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-1-①でも述べたとおり、本学の教育目標については、令和 6(2024)年度から改めた。

合わせて保健医療学部のカリキュラム・ポリシーについても見直しを行った。

各学部の教育研究上の目的については、「学部規則」において定めている。建学の理念及び教育の目的に基づき、カリキュラム・ポリシーを策定しており、カリキュラム・ポリシーは「大学ホームページ」で公開されている。また、学生に対しては、「学生便覧」に記載されており、周知されている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学のディプロマ・ポリシーは、学部全体のポリシーと各学科のポリシーからなり、それぞれ具体的目標が示されている。

一方カリキュラム・ポリシーも、学部全体のポリシーと各学科のポリシーで構成されており、具体的な授業科目の例を示しながらどの学年にどのような授業科目を学び、どのような能力を獲得するのかを明確に示している。

カリキュラム・ポリシーにはディプロマ・ポリシーで示した目標をキーワードとして用いており、どの学年のどのような授業科目がディプロマ・ポリシーに対応しているかを示している。

また、保健医療学部及び和歌山保健医療学部では、各国家資格の指定規則にも適合しており、指定規則の観点からも適切である。

これらのことから、本学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を保っていると考えられる。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

保健医療学部及び和歌山保健医療学部の教育課程は、医療専門職として必要とする幅広い知識と深い洞察力を培い、高い創造力や問題解決能力を涵養するとともに、知的教養人としての使命の自覚を促し、ますます複雑化していく社会の中で適正な批判力と判断力をもって行動し得る知性と能力を育むため、「学部共通科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」を学科ごと・学年ごとに基礎分野から専門分野へと段階的に卒業に必要な知識や技術を習得するよう編成している。

卒業に必要な合計単位数は、保健医療学部の理学療法学科 129 単位、柔道整復学科 127単位、鍼灸学科 126 単位、口腔保健学科で124単位と学科の専門領域によって異なっている。

和歌山保健医療学部リハビリテーション学科では、理学療法学専攻と作業療法学専攻の2専攻をもち、いずれも 129 単位を卒業要件とし、看護学科では124単位としている。

また、卒業に必要な履修単位も各学科により履修する授業科目により、履修単位数が異なっている。

観光学部観光学科においては、学生に豊富な知識とスキルを提供し、卒業後の観光業界での活躍に向けた基礎を築くためにカリキュラムが設計されている。このカリキュラムにおいては、①幅広い学問分野の統合、②実践的な学修機会、③問題解決能力の開発、④国際的な視点の4つの視点を重視して構成されている。開設科目は、「基礎教育科目」「専門教育科目」、及び「卒業研究」により構成される。

「基礎教育科目」は系統・内容別に「導入教育科目群」「外国語教育科目群」「キャリア教育科目群」「教養教育科目群」の4つの科目群に分けられる。

「専門教育科目」は「基盤科目群」「基幹科目群」「発展科目群」と段階的に配置され、更に「発展科目群」は専門分野により4つの領域に分けられ体系的に編成されている。卒業に必要な単位数は、124単位としている。

教育課程の変更に当たっては、教務委員会において変更案を作成及び検討し、「教授会」の意見を聴取した上で、理事会の承認を経て申請等の手続きを行うこととしている。

教務委員会は、教員及び学務課職員からなり、教職が協働して教育課程の体系的編成に努めている。

教育課程の変更に当たっては、各学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの見直しを含め、教育課程全体を再確認し、配当年次及び授業科目の名称等の見直しを行っている。

また、全ての学部において、単位制の質を担保するためにCAP制を導入しており、1年間の単位履修の上限を48単位としている。

3-2-④ 教養教育の実施

保健医療学部及び和歌山保健医療学部においては、カリキュラム・ポリシーに基づき教養教育として幅広い教科内容を提供しており充実した内容となっている。

具体的には、学部共通科目を大きく「一般教育科目」、「外国語科目」、「情報処理」、「スポーツ・健康科学」、「総合教育科目」に区分し、「一般教育科目」は、さらに「人文」、「社会」、「自然」の3分野に区分され、授業科目を配当している。

学部共通科目は、主に1年次に配当されているが、4年次まで幅広く履修できるよう配当年次の工夫がなされている。それぞれの主な内容は次の表のとおりである。

表：学部共通科目の主な内容

科目区分	主な内容
一般教育科目	「人文」、「社会」、「自然」のそれぞれの分野で、歴史や異文化への理解、我が国の法制度、自然科学の基礎について、幅広い知識を養う。
外国語科目	全ての科目を演習科目として開講し、外国語に親しむとともに、社会で求められる基礎的な外国語能力を養う。
情報処理	全ての科目を演習科目として開講し、現代社会において必須となっているコンピューターを利用した情報処理能力を養う。
スポーツ・健康科学	講義及び実技科目をバランス良く配置し、生涯を通してスポーツに親しみ、自らの健康を管理する能力を養う。
総合教育科目	「コミュニケーション演習」、「基礎ゼミナール」等、将来医療専門職として社会に求められる教養、大学での学びへの導入科目をとおして基礎的な学ぶ能力を養う。

観光学部観光学科においては、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、開設科目は、「基礎教育科目」「専門教育科目」、及び「卒業研究」により構成される。

「基礎教育科目」は系統・内容別に「導入教育科目群」「外国語教育科目群」「キャリア教育科目群」「教養教育科目群」の4つの科目群に分けられる。

それぞれの主な内容は次の表のとおりである。

表：基礎教育科目の主な内容

科目群	主な内容
導入教育科目群	大学で学ぶ上で必要な基礎的な知識、スキル、及び主体的に学ぶ態度を身につける。
外国語教育科目群	観光専門職にとって必要不可欠である実践的な英語活用能力を身につける。1年次から3年次において16科目を配置する。
キャリア教育科目群	学生の社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身につける。専門職として自立するためには、先ず、自らの将来設計を構想し自己実現を目指すことが必要である。その支援として1、2年次を中心に配置する。
教養教育科目群	現代人としての豊かな教養を学修し、あらゆる背景を持った多様な人々に対する高いコミュニケーション能力を身につける。 社会を構成する諸領域の中でも「観光」と密接な関係にある「文化・表象・宗教」「地域社会」「グローバリゼーションとエスニスティ」分野を中心に、1、2年次に配置する。また、宮古島キャンパス特有の授業科目として「宮古島文化論」「宮古島の環境と風土A・B」「空手・古武道」「くいちゃー」を配置する。

これらの科目は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに沿って配置されており、専門性の高い科目に連なるものとして、学科毎に必修科目、卒業に必要な修得単位数が定められている。

教養教育の実施のための体制として、常置委員会である教務委員会において検討している。必要に応じて委員会に部会等を設け検討している。部会は主に教養教育を担当している教員及び教務事務担当の事務職員によって構成され、授業科目の内容、実施方法、将来における教育課程の改善等について協議している。部会における協議の結果は、教務委員会で報告され、専門基礎科目、専門科目担当教員を交え、検討される。その後、必要に応じて「学長企画調整会議」及び教授会において審議、決定される体制となっている。

本学における教養教育は、大学の初期段階での教育であり、専門基礎科目や専門科目に引き続く重要な教育として位置づけ、基礎学力、人格形成教育として充実した内容を提供し、専門教育との連携が取れた体制により実施している。なお、学年進行中の学部、学科については、設置計画に基づき実施する事を原則としている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学保健医療学部及び和歌山保健医療学部は、医療系専門職を養成するために必要とする基礎科目として、学部共通科目に「コミュニケーション演習」及び「医療倫理」を設け、

基礎能力の育成に努めている。また「研究法演習」を設け、高い創造性、理論的思考力、問題発見・解決の能力を培うこととしている。さらに大学における学修の集大成として、「研究法演習(卒業研究)」を開設している。1年次には初年次教育を行うための「基礎ゼミナール」を開設している。

これらの授業科目は、カリキュラム・ポリシーに基づき編成されており、本学のディプロマ・ポリシーとも整合している。

本学における教授方法の工夫・開発の具体的な内容について、以下に示すとおりである。

1) 授業評価とリフレクションペーパーの提出

本学では、原則として学期の半ばころに、学生による授業評価アンケートを実施している。学期の半ばにアンケートを実施することで、授業内容の改善が当該学期中に実施できるよう、配慮している。

授業評価アンケートの集計結果は、当該科目と全科目の平均が容易に比較できるよう、グラフで表示するなどの工夫を行っている。

また、平成 27(2015)年度から、全ての専任教員に対して、授業評価アンケートの結果を基に、リフレクションペーパーの提出を求めている。

令和2(2020)年度、令和3(2021)年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、オンライン授業を実施したことに伴い、授業評価アンケートの項目にオンライン授業に関する項目を追加した。また、実施方法をこれまでのマークシートを利用した方法ではなく、Webアンケート方式を導入し、自宅等から授業評価アンケートが実施出来るよう、変更した。

授業評価アンケート及びリフレクションペーパーの質問事項は、以下のとおりである。

授業評価アンケート質問項目

1	シラバスの内容は、授業を受けたり予習・復習をするために役に立っていますか。
2	授業内容は、シラバスで示された主題や目的に沿って実施されていますか。
3	各回の授業内容の分量は適切ですか。
4	授業内容は、難解な内容も丁寧に説明されていますか。
5	授業に対する教員の熱意や工夫が感じられますか。
6	教員の言葉は全体として明瞭で聞き取りやすいですか。
7	教員は学生へ質問したり、学生の意見を聞いたりしていますか。
8	教員は学生の受講態度をきちんと把握し、注意していますか。
9	現時点で総合的にこの授業に満足していますか。
10	あなたは、この授業の予習・復習に、平均して1週間にどのくらいの時間を費やしていますか。 A：3時間以上、B：2時間～3時間、C：1～2時間、 D：30分～1時間未満、E：全く費やしていない
11	受け身ではなく、積極的に授業に参加していますか。
12	この授業で関連する分野に興味を持てそうですか。

リフレクションペーパー質問項目

1	氏名・所属学科
2	担当授業科目名
3	授業を行うに当たって工夫した点
4	授業を行ってみて良かったと思う点
5	授業を行ってみて改善を要すると思う点
6	授業アンケートの結果を、今後どのように授業に反映するか

授業評価アンケートの結果は、統計的に処理され、とりまとめた上、「大学ホームページ」で公開されている。

2) 単位の実質化についての取り組み(CAP制導入)

保健医療学部では開設当初から、CAP制を導入し、1年間に履修登録できる単位の上限を「学部規則」第7条において、年間を通じて43単位(教職免許関係科目、再履修科目は除く)と定めていた。

平成28(2016)年度から新カリキュラムの実施に当たり、CAP制の上限単位数について、現行の単位数では選択科目の履修に影響があるため、教務委員会において半期24単位、年間48単位(再履修単位を含む。)を上限とすることに変更し、新たに制定した「教務規程」において定めている。

和歌山保健医療学部リハビリテーション学科においても、同様にCAP制を設けており、半期24単位、年間48単位を上限とすることとしている。

観光学部においては、4クォーター制を導入しているが、クォーター制による柔軟な学年暦の運用を活かし学生が主体的に行う中長期の海外留学やインターンシップなどを支援するため、各クォーター当たりの履修登録上限は定めず、年間48単位を上限と定めている。

3) 単位の実質化についての取り組み(GPA(Grade Point Average)制度導入)

平成27(2015)年度に、教務委員会においてGPA制度の導入を検討し、平成28(2016)年度から同制度を導入している。具体的な内容については、「学生便覧」に記載し周知している。

和歌山保健医療学部及び観光学部では、開設当初から、保健医療学部と同様に設定している。

4) 進級要件の修正及び告知

進級要件については、学生に周知するため、「学生便覧」に記載している。

5) 国家試験対策

保健医療学部及び和歌山保健医療学部の各学科における国家試験対策は、年間を通じてスケジュールが組まれており、計画的に実施されている。

令和5(2023)年度卒業生の国家試験の受験状況及び結果は下表のとおりである。

表：国家試験の受験状況 保健医療学部 (令和5年度新規卒業者)

国家試験	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
理学療法士国家試験	52	44	84.6%	95.3%
柔道整復師国家試験	50	42	84.0%	84.0%
はり師国家試験	21	14	66.7%	85.8%
きゅう師国家試験	21	15	71.4%	86.2%

表：国家試験の受験状況 和歌山保健医療学部 (令和5年度新規卒業者)

国家試験	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
理学療法士国家試験	52	51	98.1%	95.3%
作業療法士国家試験	28	27	96.4%	91.6%

国家試験の結果を受け、今後、本学卒業生で国家試験合格に達しなかった学生に対し、特別に対策を行うこととし、本学独自の卒業後教育を継続して行う体制を整備した。

通常の状態試験対策としては、柔道整復学科及び鍼灸学科においては、姉妹校と連携した合同模擬試験及び外部業者による模擬試験を実施し、試験結果の分析・評価を行い学生にフィードバックしている。

理学療法学科においても、外部業者による模擬試験を実施するとともに、4年生前期の「総合臨床実習」終了時から、本格的な国家試験対策講義を実施している。

令和4(2022)年度は、柔道整復学科において希望者を対象とした国家試験対策を目的とした合宿を実施した。集中して国家試験対策を行う事で学修効果が高まり、参加者からの評価も高く、参加者全員が国家試験に合格したことから、継続して実施しており、令和6(2024)年度は、学部全体で実施する計画である。

和歌山保健医療学部リハビリテーション学科では、外部業者による模擬試験を実施すると共に、4年生前期の「総合臨床実習」終了時から、本格的な国家試験対策講座を実施している。

学年進行中の保健医療学部口腔保健学科、和歌山保健医療学部看護学科も学年進行に伴い、既存学科と同様に充実した国家試験対策を実施する計画である。

6) 資格取得指導

理学療法士、柔道整復師、はり師及びきゅう師の国家試験受験資格のほかトレーナーの資格申請については、教職員が協働して対処している。

トレーナー認定コースについては、新入生対象のオリエンテーションにおいて、認定に必要な授業科目等について説明を行うとともに、掲示板で履修科目について周知している。

また、保健医療学部及び和歌山保健医療学部では、令和元(2019)年度入学生(和歌山保健医療学部リハビリテーション学科は令和2(2020)年度から、看護学科は対象外)からは、中学校教諭1種免許及び高等学校教諭1種免許状(保健体育)の教員免許が取得できるよう、提携大学の通信教育制度を利用して、科目等履修生として必要な単

位を取得することで、免許の取得範囲の拡大をおこなった。

当該制度は、1年次の成績、教員との面談を経て選考を行うため、1年次の早い段階でオリエンテーションを実施し、周知を行っている。

これらに加え、国家試験以外の資格の取得を奨励することで、学生の学修や資格取得に対するモチベーションの向上を図ることを目的として、令和6(2024)年度から、新たに「宝塚医療大学資格・免許取得褒賞金給付規程」を設け、在学中に資格・免許を取得した者に報奨金を支給する制度を設け、資格取得を奨励している。

(3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

カリキュラム・ポリシーについても見直しについては、本学が養成している国家資格の指定規則の改正が見込まれており、これに伴い教育課程の変更が予想される。教育課程の変更に当たって、カリキュラム・ポリシーについても点検・見直しを行い、三つのポリシーの一貫性を保った上での変更を行う。

また、国家試験の合格率を高めることに視点を置きつつ、より効果的に知識・技術が習得できるよう、継続的に検証し、改善に努める。

今後は、学生が自身の学びを客観的に把握するための学修ポートフォリオの導入や、学修ルーブリックの制定を全学的に検討する必要がある。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1)3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果の評価に関する評価指標としては、本学の定めるアセスメント・ポリシーの「具体的な検証方法」において以下のとおり示している。

	入学前・入学直後	在学中 (単位認定・進級判定)	卒業時(卒業後)
	アドミッション・ポリシーを満たす人材かどうかの検証	カリキュラム・ポリシーに則って学修が進められているかどうかの検証	ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの検証
大学全体レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容 面接、志願理由書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPA ・ 修得単位数 ・ 課外活動状況 ・ 退学・除籍率 ・ 休学率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業予定者アンケート ・ 卒業生へのアンケート調査 ・ 学位授与数 ・ 就職率 ・ 離職率
学部レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容 面接、志願理由書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPA ・ 修得単位数 ・ 学修行動調査 ・ 課外活動状況 ・ 資格取得者 ・ 退学・除籍率 ・ 休学率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業時満足度調査 ・ 卒業生へのアンケート調査 ・ 学位授与数 ・ 国家試験合格率 ・ 就職率
科目レベル	入学前課題 補充授業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成績評価 ・ 学外実習評価 ・ 授業評価アンケート ・ 学修履歴(ポートフォリオ) 	

上記のとおり三つのポリシーに基づき点検・評価することが定められている。

また、教育活動の点検・評価を PDCA サイクルに当てはめると、次のとおり展開する。

- ・ **Plan(計画)**: 三つのポリシーに基づき、教育課程、シラバス、時間割等の学年暦が作成される。
- ・ **Do(実行)**: 計画に基づきオリエンテーション、授業、各種学生支援が実施される。
- ・ **Check(検証)**: 学修成果の測定はシラバスの成績評価基準に基づき試験等が実施され、教務システムに記憶される。各種アンケートを通して授業等の評価が実施され、課題の発見・分析に努める。
- ・ **ACT(改善)**: 発見された課題に対し、解決策の策定や FSD 研修をとおした教職員向けの研修等を行う。

これらの活動をとおして、次年度の Plan(計画)の作成につなげる。

学修成果の点検・評価の方法は、アセスメント・ポリシーに基づき各授業科目、学部、全学ごとに定められていることから、これに従って検証することとしており、IR 活動を主に所掌する学長企画室及び各委員会、担当事務によって行われている。

なお、学生に対しては、シラバスにおいて授業科目ごとに具体的な評価の方法、基準を明記すると共に、予習・復習の内容、各授業科目がどのディプロマ・ポリシーと対応するのかを示すことによって、履修中の科目が教育課程の中でどのように位置づけられ、どのような基準で評価されるのかを明確にしている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価結果のフィードバックについて、学内で実施している授業評価アンケートの結果は、各担当教員に集計結果がフィードバックされる。担当教員は、その結果に基づき、リフレクションペーパーを作成し、事務局に提出することとしている。

提出されたリフレクションペーパーは、「教員業績評価規程」に基づき、「個人業績申告書」、授業評価アンケートと共に、大学担当理事(統括長) 副学長、学部長、学科長及び事務局長による書面審査及び面談によって、個人評価を行い、給与等への反映を行う。これにより、教員の教育・研究に関して、客観的なフィードバックを行う。

授業評価アンケートは担当教員にフィードバックされると共に、全体を集約された後、

「大学ホームページ」で公開しており、授業評価の全体像をフィードバックしている。

GPA の状況や国家試験の合格率等については、教務委員会、国家試験対策委員会等、各委員会において報告、検討され、今後の改善に活用されている。

(3)3-3 の改善・向上方策(将来計画)

学修成果の点検・評価について、三つのポリシーに基づきアセスメント・ポリシーでその方針を定め実施するものである。今後も継続的に三つのポリシーを見直すこととしており、三つのポリシーの見直しに従ってアセスメント・ポリシーの見直しを行う。

学修成果の客観的な指標である外部試験や資格試験について、本学では導入していないが、今後学科独自の OSCE の作成などをおしてより定量的に学修成果を測定できる方法について検討する。

令和 3(2021)年度から宝塚キャンパスで導入したメンター制の効果の検証及び学修ポートフォリオの導入など教育方法の改善をとおして、学修成果の点検・評価をより実質的なものとなるよう努める。

【基準3の自己評価】

単位認定、卒業認定、修了認定については、建学の精神、教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーが策定され周知されている。また、単位の認定、卒業認定及び修了認定に関しては、学則及び各種規程に明確に定められ、学生に周知されている。また、アセスメント・ポリシーに基づき、厳正に運用されている。

教育課程及び教授方法については、カリキュラム・ポリシーが策定されており、周知されている。また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されており、適宜見直し、修正も行われている。カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程

が体系的に編成され、シラバスは第三者による確認等がおこなわれ、ディプロマ・ポリシーとの相関も示されている。このほか、CAP 制の導入、GPA 制度の活用も行われており、教養科目についても、各学部、学科の特性に応じて適切に配置されている。

学修成果の点検・評価については、三つのポリシーを踏まえた評価の方法としてアセスメント・ポリシーが策定されている。また、授業評価アンケートの他、学生アンケート、卒業生アンケートを実施して学修成果の評価を行っている。授業評価アンケートの結果を受け、教員はリフレクションペーパーを作成し、フィードバックを行っている。また、教員の評価制度にもこれらを活用し、教育成果のフィードバックを行っている。以上のことから、基準3の各項目について、適切に運用され、その結果をフィードバックすることでPDCA サイクルによる教育内容・方法を見直しながら教育の質の向上に努めていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学の意思決定は、学長が決定する。学長が決定するに当たり大学内の最高意思決定機関として「学長企画調整会議」を「宝塚医療大学学長企画調整会議規程」に基づき、定例として毎月1回、加えて必要に応じ開催している。「学長企画調整会議」は、副学長、3学部の学部長、学科長、別科長(教務部長)、附属図書館長、キャリア開発センター長、統括長及、事務局からは事務局長、事務局次長、学長企画室長が参加し、各学部及び教職員を横断し大学全体の重要事項に関する意思決定機関として確立されている。

教学マネジメントに関する重要事項について学長が決定を行うにあたり、意見を述べる機関として各学部に「教授会」を「宝塚医療大学 各学部教授会規則」に基づき、定例として毎月1回、加えて必要に応じ開催している。教授会は、各学部に所属する専任の教授が参加し、学長の求めに応じ、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項、教育研究に関する重要事項等に関して、各学部の現状を踏まえた意見を述べる体制が整っている。

これらの事を踏まえ、本学の意思決定と教学マネジメントにおける適切なリーダーシップの発揮については、確立されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の最高意思決定機関である「学長企画調整会議」は教育マネジメントに関する重要な事項について、審議し意見を聴くための機関として「教授会」、多角的な検討と意見の反映を可能にするため、専門事項を審議する各種委員会が配置されている。また、各学科において、原則として毎月1回学科会議が開催され、学生の学修状況等について協議されている。学科会議の協議内容は、定例の「教授会」において報告されている。

また、大学内では「宝塚医療大学副学長等役職者選任規程」に基づき、副学長制度を設け、理事長と学長を兼務している学長の業務を補佐している。学長は、副学長の所掌分野を定め、各分野について指示し学内運営を円滑に進めている。令和6年度は、研究担当副学長1名、教学担当副学長1名、東洋医学研究・臨床医療担当副学長1名及び和歌山保健医療学部担当副学長1名の合計4名が担当を定め業務を進めている。

以上の事から、学長、副学長、学部長、学科長の権限と責任が分散かつ明確化されており、教育管理運営体制は適切に整備されている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織については、業務の円滑な運営を図る事を目的として「学校法人平成医療学園事務分掌規程」に事務分掌を明確に定めている。宝塚キャンパスには、事務局を設置し、事務局長の下、学長企画室(学長企画課、地域連携課)、総務課、学務課、入試課が置かれている。和歌山キャンパス、大阪中津キャンパス、宮古島キャンパスにおいては、事務室を設置し、事務長の下、職員を配置している。

宝塚キャンパスと各キャンパスは、Web 会議システムやグループウェアシステムを利用し、全教職員での各種規程や情報、スケジュールの共有、稟議や各種申請のオンライン決裁を行い、遅滞なく業務を行っている。

また、各種委員会には教員だけでなく職員も委員として参加すると共に各委員会には所掌課を定め委員会業務を教職協働で進めている。

以上の事から、職員の配置と役割は明確化され、教職協働で大学運営が行われている。

(3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

令和 2(2020)年度の和歌山保健医療学部(和歌山キャンパス)の開設以降、キャンパスの新設が続いている。これに伴い教職員が急激に増加している。また、距離の離れた各キャンパス間のコミュニケーションを円滑に行うための手段、体制の整備を行う。大学全体としてのマネジメント体制を確保するためにもキャンパス間での円滑なコミュニケーションの推進を図る。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1)4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の令和 6 年(2024 年)5 月 1 日現在の専任教員数は、以下のとおりであり、大学設置基準に定められた必要専任教員数を満たしている。その上で、各学科の教育目的を達成するために必要な教育課程を構築し、必要な教員数を確保し適切に配置している。

また、各学科においても以下の各国家資格に係る学校養成施設指定(認定)規則に定められた専任教員数を上回っているため教員配置は適切である。

表：各学科に対応する学校養成施設認定規則

理学療法学科 リハビリテーション学科	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則
柔道整復学科	柔道整復師学校養成施設指定規則
鍼灸学科	あん摩マッサージ指圧師、 はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則
口腔保健学科	歯科衛生士学校養成所指定規則
看護学科	保健師助産師看護師学校養成所指定規則

本学における専任教員の採用については、「宝塚医療大学教員選考規程」及び「宝塚医療大学教員選考基準」に基づき宝塚医療大学教員選考委員会において候補者を選考し、学長が決定する。

教員の昇任については、「宝塚医療大学教員業績評価規程」を制定し規程に基づき専任教員から「個人業績申告書」の提出を求めている。提出された業績申告書に添い1年に1回、副学長・学科長・事務局長による面談、個人評価を行い給与への反映や昇任の根拠としている。

表：令和6(2024)年5月1日現在教員数・大学設置基準上必要な専任教員数

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	小計	必要数	助手	合計
保健医療学部	理学療法学科	8	1	4	1	14	8	2	16
	柔道整復学科	5	2	3	4	14	8	2	16
	鍼灸学科	11	1	4	1	17	8	1	18
	口腔保健学科	5	2	3	0	10	8	0	10
和歌山保健医療学部	リハビリテーション学科	9	5	6	5	24	11	0	25
	看護学科	5	4	4	4	17	12	7	24
観光学部	観光学科	4	3	2	0	9	14	0	9

表：養成施設指定規則上必要な専任教員数

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	小計	必要数
保健医療学部	理学療法学科	8	1	4	1	14	9
	柔道整復学科	5	2	3	4	14	6
	鍼灸学科	11	1	4	1	17	6
	口腔保健学科※	5	2	3	0	10	5
和歌山保健医療学部	リハビリテーション学科	9	5	6	5	25	9+6
	看護学科※	5	4	4	4	17	12

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、「宝塚医療大学 FSD 推進委員会規程」に基づき教育理念の実現に向けた当該活動を所掌する委員会として全学部共通で構成している FSD 推進委員会を設置している。FD 研修について、年度当初に開催する委員会にて実施方針を策定し、教授方法につ

いて常に内容を刷新する事や教員の資質の向上を目的として、研修会や外部講師を招いた講習会を実施している。

また、教員の授業内容向上を目的とし、前期・後期授業毎に学生による授業評価アンケートを実施している。授業内容に関する項目、学生自身の授業に対する取組に関する項目を分け、点数化し平均点と比較している。アンケート結果に対して教員の振り返りと今後の課題設定として、リフレクションペーパーの提出を全専任教員に対して求めている。

令和 5(2023)年度には、教育力の向上、学生の学修意欲を高める授業の在り方を探求する事を目的とし、公開授業を実施し教員が相互に興味関心のある授業を見学可能とする期間を設けた。結果を FSD 推進委員会で討議し、各学科内でも検討した。

(3)4-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学における専任教員の採用、選考、昇任については、規定に基づき適切に実施されている。教員は、大学設置基準及び各種養成学校指定(認定)基準に則り確保し配置されている。今後は、大学全体で若手教員の採用を継続して進めると共に、退職した教員の後任者を確実に確保する事、教育理念の実現に向けて全学一丸となり教育内容の改善を引続き行う。また、学年進行中の学科については、設置計画の着実な履行を行うと共に、設置時に付された意見等に真摯に対応する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1)4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

SD 研修については、対象を全教職員として FSD 推進委員会にて方針を策定し職員の資質・能力向上のための研修会を実施している。

令和 2(2020)年度から 4 年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分な研修が行なえず、オンラインでの研修を中心として実施したが、令和 5(2023)年度からは、対面での研修を中心に実施している。

令和 5(2023)年度には、教職員合同研修会とし「宝塚医療大学保健医療学部の現状について」と題し、大学の現状認識の統一を図ると共に、課題をグループごとに討議し、教職員全員で問題の認識と解決策を議論する大学運営に関わる教職員としての意識向上の場を設けた。

和歌山保健医療学部では、まだ就任から期間が短い職員が多い事から、令和 5(2023)年度は、私立大学での勤務経験が豊富な顧問による基礎的な用語、大学設置認可申請制度、関連法令などに関する研修を学内で実施した。

職員の人事評価については、半期毎(1 月～6 月・7 月～12 月)に在職している全ての職員を対象として各自が評価表を作成し、5(大変良い)～3(普通)～1(強い改善が必要)の 5 段

階での自己採点及び自己目標設定と達成状況等の自己評価を行う。評価表を上長に提出し、上等との面接の上、次期の目標設定等を行っている。自己評価と上長による評価を取りまとめ、常任理事会において評価内容を確認し、賞与への反映等を行っている。

(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)

社会情勢によって変化する学生からのニーズに応えるためには、大学教職員として求められる知識・能力の研鑽に努める事を組織として推進しなければならない。教職員が、必要な情報を適切に収集し学修者本位の教育の実践を目指して教育を行うために、継続的に時代に添った研修を行う。今後の課題としては、新規に開設したキャンパスとの連携を図りながら、研修実施体制の整備を行うと共に新キャンパス開設に伴う新たな教職員の人材確保、研修を継続的に行う。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1)4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2)4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学の教員は、それぞれの学部の学科に配置され、教育研究に従事している。各キャンパスには教員研究室を整備している。

研究環境としては、保健医療学部(宝塚キャンパス)においては、「動物飼育室」「動物手術室」「処置室」「共同研究室 1」を中心に実験機器を整備している。動物実験は、「宝塚医療大学動物実験規則」に基づき動物実験委員会が適正に運用を行っている。動物実験に関する諸規程、諸様式については「大学ホームページ」において公開している。

大阪中津キャンパスにおいては「実験室 1」「実験室 2」を整備し、教員の研究環境を整備している。

和歌山保健医療学部(和歌山中之島校舎)には、共同研究機器室を設け実験機器を整備している。

全キャンパスの既存図書館においては、「メディカルオンライン」「医学中央雑誌オンライン」を導入し離れたキャンパスでも最新の学術情報や論文の取得が行えるように整備されている。

研究推進委員会主催の学内研究発表会を毎年度 3 回実施し、学内の研究推進を図ると共に、研究成果発表の場として学内で定着している。また、発表者には、参加教員からのアドバイスやアンケートの結果をフィードバックし、研究推進に努めている。

また、平成 26(2014)年度から、本学における研究発表の場として「宝塚医療大学紀要」(以下「紀要」という。)を発行している。「紀要」は、「宝塚医療大学紀要委員会」が原稿募集、編集、査読者の選定等を行い、原稿は「宝塚医療大学紀要投稿規定」に基づき、投

稿する教員が作成し、紀要委員会に提出する。これまで9号が発行され、学内教職員に配布されるとともに、附属図書館に配架され、「大学ホームページ」でも公開されている。

学内で使用しているグループウェアである「Group session」の掲示板ページに、「研究推進関係おしらせ」の項目を作成し、助成金公募や日本学術振興会より通知などを随時掲載し、教員がいつでも最新の情報を確認できるよう整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理については、「研究倫理委員会」、「遺伝子組換え実験安全委員会」、「動物実験委員会」の各委員会において、所掌の研究分野に関する適切性について、研究者からの申請に基づき、審査及び指導を行っている。

「研究倫理委員会」は研究倫理に関する学内審査を行うと共に、毎年度1回、外部講師を招いての研究倫理に関する講習会を開催するなど、研究倫理への意識向上に関する事業も実施している。

研究費の適切な使用については、「宝塚医療大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程」「宝塚医療大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程」「宝塚医療大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程」「宝塚医療大学科学研究費助成事業経理事務取扱規程」「宝塚医療大学の学術研究に係る行動規範」「宝塚医療大学コンプライアンス基本規則」「宝塚医療大学公益通報に関する規則」等を定め、適切な使用及び不正の防止、不正を発見した際の通報などについて定めている。

科学研究費助成事業に関して、毎年法人本部の内部監査室による監査が行われ、研究費の適正な使用、物品等の検収状況などについて点検を受けている。

「大学ホームページ」では関連書規定とともに公益通報の窓口についても公開している。

また、人体を対象とした実験及び動物実験の実施に当たっては、各学部において研究倫理規程を設け、研究倫理委員会による倫理審査を行っている。また、動物実験に関する規則、遺伝子組み換え実験に関する規則を設け、各種実験が研究倫理に基づき、適切に実施されるよう、厳格な実施を行っている。

これらのことから、本学における研究倫理は確立されており、厳正に運用されていると考える。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の個人研究費は、教授60万円、准教授40万円、講師・助教30万円、助手20万円として、研究に関する備品、図書、消耗品等の購入費、学会参加費等に使用している。この内、各教員の個人研究費の20%を学長裁量経費「科研費不採択課題支援事業」として、文部科学省の科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)に応募した研究課題の内、不採択となった課題に対して研究が継続できるように支援経費として配分している。当該支援事業は、学内で公募した後、学長企画調整会議において審議され、学長が採択者を決定している。令和5(2023)年度は、8名の教員に対して総額650万円の研究経費を配分した。令和6(2024)年度には、本事業にて支援を行った研究者の内、2名が科研費を獲得し一定の成果を得られている。

外部資金の獲得についても積極的に推進しており、外部資金獲得件数は、着実に増加している。

また、助教以上の専任教員に対しては、研究室を配分し教育研究環境の整備に努めている。

表：外部資金新規獲得件数表(令和6年度5月1日現在) (単位：件数)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
科学研究費補助金※	代表者	3	2	7	7	15
	分担者	2	3	15	10	16
研究助成金		0	0	2	0	0
受託研究費		0	0	1	1	0
奨学寄附金		0	0	0	0	1
合 計		5	5	25	18	32

※厚生労働科学研究費補助金及び他大学からの異動者含む

和歌山保健医療学部リハビリテーション学科においては、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間、和歌山県立医科大学と寄附講座「高度リハビリテーション医療・医学教育・研究講座」を設置し、リハビリテーション関連専門職の資質の向上に関する研究を行い、本学の研究発展だけに留まらず、国が推進する地域包括ケアシステムの推進にも寄与した。

RA(Research Assistant)については、本学では大学院が設置されていないため、RA制度を設けていないが、科研費が採択された場合には、科研費を利用して研究補助(調査、資料収集整理等)アルバイトを雇用することが可能である。

(3)4-4の改善・向上方策(将来計画)

継続した研究支援を行い、外部研究費の獲得数を増加させると共に、教員の学位取得支援や学外の研究施設、企業との共同研究の活発化する。

令和6(2024)年度開設の大阪中津キャンパス、令和7(2025)年度開設予定の尼崎キャンパスにおいては、設置計画に基づき確実に整備を行う。

【基準4の自己評価】

教学マネジメントは、学長がリーダーシップを発揮し、副学長、学部長による補佐体制が整備され意思決定の責任が明確になっている。教職員は、大学設置基準、養成校指定(認定)規則等に則り適切に配置されている。教職員へのFD、SD研修においても計画的な研修が行われ教育に関する能力の向上に寄与している。研究支援環境、資源ともに各キャンパスに適切に配置され、運用に必要な規程、規則も整備されている。以上のことから、基準4の各項目について教学マネジメントは学長のリーダーシップの下、適切に機能していると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「本学」の設置者である学校法人平成医療学園は、「寄附行為」第 3 条において「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する有徳の人材を育成することを目的とする。」と定めている。これに基づき、本学は「学則」第 1 条に定めた目的を達成するために、高等教育機関として社会的に求められる組織倫理と経営の規律を維持する規程を適切に整備している。大学諸規程については、教職員がグループウェアを活用して自由に閲覧することが可能となっており、法人内での周知が図られている。

理事、監事及び評議員は、「私立学校法」及び「寄附行為」に従い選任されている。理事会はほぼ毎月開催され、「寄附行為」の定めにより適切に運営されている。評議員会は必要に応じほぼ理事会と同数開催されている。また、緊急を要する議題については、「常任理事会」において審議・決定されている。理事、監事、評議員はそれぞれの役割を十分に果たしており、経営の規律と誠実性は維持されている。

教育情報の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に従い、「大学ホームページ」で適切に情報を公表するとともに、大学ポータル(私学版)にも参加して情報を公表しており、ステークホルダーだけでなく、広く社会に情報を公開するよう努めている。

また、学園として、社会の理解を得て、学生が安心して学べる環境の整備を行うため、令和 3(2021)年 9 月 10 日に、学校法人平成医療学園宝塚医療大学ガバナンス・コードを制定し、年度ごとに評価内容を公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「寄附行為」に規定された最高意思決定機関として理事会及びその諮問機関として評議員会を設置し、学園の経営に当たっている。また、理事長、常務理事、そして理事会で選任された理事を常任理事会理事とし、学園の日常業務のほか、理事会から付託された事項や、決定に緊急を要し、理事会の招集する余裕のないときに常任理事会を開催し、迅速な審議・決定に努めている。

また、本学園では、理事会のもとに管理運営に必要な機関として、法人本部に総務課、経理課を置いて目的達成のための運営体制を整えている。

これらの管理組織は、教育組織及び大学事務局と連携して、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの「学校法人平成医療学園中期計画」(以下、「中期計画」という。)を策定し、年度毎に中期計画の進捗状況を確認するとともに、各年度の「事業計画」を策定し、

「事業報告書」を作成して、PDCA サイクルを循環させることによって学園の使命・目的を実現するための学校運営を継続的に着実に遂行することを目指している。

令和 5 年度に学校法人福寿会との法人合併、令和 6(2024)年度から観光学部観光学科の開設を行ったことから「中期計画」に変更が生じたため、令和 6(2024)年度から令和 10(2029)年度までの中期計画を新たに策定した。

大学における重要な事項は「学長企画調整会議」と「教授会」で審議されている。理事会、常任理事会、「学長企画調整会議」、教授会において、使命・目的の実現に向けての継続的努力がなされている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、学生が安全で快適な教育研究環境の中で安心して学修でき、教職員自身も安全・安心な職場環境で勤務できるよう、学内の教育研究環境の整備に取り組んでいる。また、毎年、教職員を対象とした「ストレスチェック」を実施し、教職員のメンタルヘルスについて配慮しており、各種のハラスメント行為防止や公益通報者の保護等の人権への配慮や個人情報の保護について規程等で定めている。

節電対策、AED(自動体外式除細動器)を設置、教職員のメンタルヘルスや個人情報の保護等については、学内体制を整えて取り組んでいる。

令和 3 年度には、環境保全、人権、安全に関する規程を見直し、保健医療学部(宝塚キャンパス)と、和歌山保健医療学部(和歌山キャンパス)のそれぞれの環境に添った規程等に変更した。

学外との危機管理に対する連携については、平成 29(2017)年 4 月に兵庫県川西市と締結した連携協力に関する協定に基づき、宝塚キャンパス内に災害備蓄品を保管し、大規模な災害が発生した際に、近隣住民に対して備蓄品を提供する体制を整えた。

また、令和 5 年 11 月には、和歌山保健医療学部も、地域連携の一環として、和歌山市と災害時における一時滞在施設としての使用に関する協定書を締結し、和歌山保健医療学部の中之島キャンパスを大規模災害時の一時滞在施設として利用することとした。

(3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)

経営の規律と誠実性は、問題無く維持されている。今後、令和 7 年度からの私立学校法の改正施行にむけ、「寄附行為」の見直しとこれに伴う理事、監事及び評議員の選出等を行う。新たな理事会、監事、評議員会の体制を整備し、今後も引き続き内部統制機能の充実に取り組む。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2)5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

私立学校法が定める最高意思決定機関である理事会では、「寄附行為」に基づき、重要

事項である予算、決算、寄附行為の変更及び諸規程の制定・改廃等について審議・決定を行っている。

理事定数は「寄附行為」により 10 人以上 15 人以内と定められており、現在の理事総数は 13 人である。選任区分は、第 1 号理事が「この法人が設置する大学の学長」、第 2 号理事が「この法人が設置する専門学校の校長のうちから理事会において選任した者」、第 3 号理事が「評議員のうちから評議員会において選任した者」、第 4 号理事が「学識経験者のうちから理事会において選任した者」となっており、各選任区分において欠員はなく、適正に選任されている。理事会には大学の学長を含む大学教員 2 人が理事として出席し、意思決定に参画しており、大学・法人本部を通じた共通の理解と認識の下に学園の運営がなされている。

また、「学校法人平成医療学園常任理事会規程」において、常任理事会の設置について規定している。常任理事会は、理事長、常務理事、理事会で選任された理事をもって構成することとしており、学園の日常業務のほか、理事会から付託された事項について審議・決定することにより、理事会機能の円滑化と業務執行の迅速化を図っている。常任理事会には、大学の学長を含む大学教員 2 人を構成員として選任している。

令和 5 年度の理事会は 12 回(同日開催 5 回を含む)、常任理事会は 4 回開催され、理事会の出席率は 96.8%、常任理事会の出席率は 100.0%であり、良好な出席状況の下で適切な意思決定が行われている。また、理事の欠席時には、委任状を提出することにより、議案ごとに意思表示できるようにしている。

(3)5-2 の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能は充実しており、理事会の運営は適切に行われている。今後、令和 7 年度からの私立学校法の改正施行にむけ、「寄附行為」変更申請を行い、令和 7 年 4 月 1 日から施行するべく、準備を進めている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1)5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2)5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学園の経営及び運営方針に係る最終的な意思決定機関は理事会である。また、学園の日常業務のほか、理事会から付託された事項について審議・決定する機関として、常任理事会が置かれている。常任理事会は、理事長、常務理事及び理事会で選任された理事で組織され、管理運営、教育研究について機動的に意思決定することが出来るようになっている。理事会及び常任理事会には、学長及び大学教員が理事ならびに常任理事会理事として出席し意思決定に参画しているため、法人と大学の意思疎通と連携が適切に行われる環境となっている。

学長は、「寄附行為」第7条に定められた第1号理事として理事会における法人の意思決定に参画している。また、教育研究部門の長として管理部門と連携し、法人と大学との意思疎通と連携が適切に行える環境となっている。

大学内では、学長を補佐するための副学長制度が整備されており、学長企画調整会議、教授会等をとおして大学各部門との意思疎通と連携が適切に行われる環境となっている。

本学園では、理事長が、法人業務を総理する長として、学園全体に目配りしながらリーダーシップを取り、建学の精神に基づく目標達成に向けて改革を推進している。また、理事長は、教育研究部門の長である学長として、理事会、評議員会と意思疎通を図りながら、本学の使命と教育目標の達成及び研究活動を推進している。理事長が学長を兼務することにより、リーダーシップが発揮でき、業務の効率化と判断の迅速化が図られている。

教育現場からの意見や提言については、各種委員会の議論等が体系的に集約されて審議する「学長企画調整会議」や「教授会」、各種委員会において、各部署からの提案、審議事項として協議されており、教職員からの提案などをくみ上げる仕組みとして有効に機能している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園では、法人のガバナンス維持のための体制として「寄附行為」第22条に基づき評議員会が置かれ、理事長の諮問に応ずるため、第24条に諮問事項が定められている予算(「事業計画」等)、寄附行為の変更、その他この法人の業務に関する重要事項等について「寄附行為」の定めにより審議を行うことにより、理事会運営のチェック機能を適切に担保している。評議員会には、本学の専任教員から3人が選任されており、理事会運営のチェックに参画している。

評議員定数は、「寄附行為」第22条により23人以上31人以内と定められており、選任区分は、第1号評議員は「この法人の職員のうちから評議員会において選任した者5人」、第2号評議員は「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から理事会において選任した者5人」、第3号評議員は「学識経験者のうちから理事会において選任した者13人以上」と定めている。評議員の任期は2年となっている。議長は、評議員のうちから評議員会において選任される。現在、27人の評議員が選任され、令和5(2023)年度の評議員会は11回開催され、出席率は92.9%であり、良好な出席状況の下で適切に運営されている。

また、学園のガバナンス維持のために「寄附行為」第6条に基づき監事を3人選任(令和6(2024)年度から非常勤監事1人追加)している。職務については、「寄附行為」第8条及び「学校法人平成医療学園監事監査規程」に定められており、主に法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査し、意見を述べる役割を担っている。任期は2年で、常勤監事1人と非常勤監事2人が選任されている。常勤監事は、原則として毎日出勤し、業務(教学を含む。)の執行状況、財産の状況について監査し、理事長に監査報告を行っている。

監事の令和5(2023)年度に開催された理事会、評議員会への出席率は、理事会では91.7%、評議員会では95.5%であり、監事のうち1人は必ず出席している。評議員会と連携して理事会運営の適正化を監視する機能が適切に保たれている。

また、「内部監査室」は、「学校法人平成医療学園内部監査規程」に基づき、業務の管理運営及び適法性並びに制度、組織、規程等の妥当性に関する業務監査、予算執行手続、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適法性に関する会計監査、科学研究費補助金等公的研究費の適正な運営・管理に関する公的研究費監査を行い、チェックは機能している。

(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

管理運営の円滑化と相互チェックに関しては、適切に組織され、機能している。

一方で、宝塚医療大学は、宝塚キャンパス、和歌山キャンパス(中之島及び西庄校舎)、大阪中津キャンパス、大阪豊崎キャンパス、東京キャンパス、大阪難波キャンパス、宮古島キャンパス、令和7年度からは尼崎キャンパスも加わり、8拠点となる。各拠点が連携し円滑に管理運営する組織・体制を令和7年3月までに整備する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)5-4 の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学の使命・目的及び教育目的を達成するために、令和2(2020)年度に「中期計画」を策定し、理事会、評議員会の承認を得て、立案された計画の実施に必要な環境・条件を整え、令和5(2023)年度まで計画に沿った事業を執行した。その後、令和5(2023)年度に法人合併による福島医療専門学校の新設、また、宝塚医療大学に届出により保健医療学部口腔保健学科を開設し、令和6(2024)年度には宝塚医療大学設置認可申請により観光学部観光学科を開設し、設置計画に基づく施設・設備を整備する。

ここ数年の宝塚医療大学における新学部・新学科の新設、ならびに専門学校の開設や新型コロナウイルス感染症拡大防止策による入国制限により留学生別科及び専門学校の日本語学科の定員を確保することができなかったことにより、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度と経常収支差額がマイナスとなったが、令和4(2022)年度には経常収支差額がプラスとなり、令和4(2022)年度の基本金組入前当年度収支差額は、4億7,004万8,998円となり、安定的な財務運営ができています。しかしながら、事業拡大の大部分を借入金に依存していたことから負債率が高くなっており、今後は増えすぎた負債を計画どおりに償還し、負債率の低下に取り組む必要がある。

令和2年度から令和6年度までの学校法人平成医療学園中期計画に変更が生じたため、令和6年度以降の中期計画の再考が必要となり、新たに令和6年度から令和10年度までの中期計画を策定した。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支バランスの確保に関しては、収入面では、宝塚医療大学の令和 4(2022)年度に和歌山保健医療学部看護学科の開設や他法人との合併による設置専門学校の開設により学生数が順調に増加し、令和 5(2023)年度の学生生徒納付金収入が前年度比 135%と大幅に増加し安定している。また、寄付金や経常費等補助金の増加や海外からの留学生の増加による学生寮に係る収入の増加に伴い補助活動収入も増加し、教育活動収入が前年度比 138%と順調に増加している。

支出面では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入国制限が緩和され、令和 5(2023)年度の海外からの留学生を対象とする宝塚医療大学留学生別科の入学者数が著しく増加したことにより、関連の経費支出が増加し、令和 5(2023)年度は支出が収入を大きく上回った。以上により令和 5年度の収支のバランスは一時的に維持できていない状況となった。

しかしながら、令和 5(2023)年度の宝塚医療大学留学生別科に係る経費支出の増加は、令和 5(2023)年度における一過性の経費支出であり、令和 6(2024)年度には改善され、令和 5(2023)年度に和歌山保健医療学部が完成年度を迎えて私立大学等経常費補助金も増加するため経常的には財政基盤は安定し、収支バランスも確保される。

表：私立大学経常費補助金状況 (単位：円)

年度	金額
令和 5(2023)年度	102,921,000
令和 4(2022)年度	112,017,000
令和 3(2021)年度	132,534,000
令和 2(2020)年度	80,755,000
令和元(2019)年度	57,202,000

(3)5-4 の改善・向上方策(将来計画)

財務基盤と支出に関しては、設備投資については新たな長期借入金での対応が必要となるが、その他の借入金は極力抑えながら、既存の負債額の減少に取り組む。

安定した経営基盤の構築には、学生生徒等納付金収入の確保が重要であり、適正な入学定員確保を目指した取組を進め、確実な学生生徒等納付金収入を図る。

また、外部資金として私立大学等経常費補助金の獲得に努めるとともに、改革総合支援事業等に積極的に申請を行い、補助金を有効に活用した教育環境の向上・改善を行う。さらに、計画に基づき、教職員の効率的な業務の配分により人件費の上昇を抑えるとともに、教育環境の整備を進め、教育研究経費の適正な充実を図る。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2)5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準と本学園の経理規程等に従って、会計処理を適正に実施し、財務計算に関する書類を作成している。会計処理上の判断が困難なものは、本学園の会計監査を担当する監査法人の公認会計士等に随時相談し、指導を受けて対応している。

各種計算書類の作成は、全ての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成し、財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示するよう努めており、会計処理は、学校法人会計基準や本学園の経理規程等に従って、適正に実施されている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

私立学校振興助成法第14条第3項に基づく会計監査人による監査及び私立学校法第37条第3項に基づく監事による監査が実施され、共に適正と認めるとの評価を得ている。また、内部監査室を設置し、内部監査を行い、三様監査体制を敷いている。

会計監査人による監査は、年間計画に基づき、ほぼ毎回常勤監事も同席し適正に実施されている。総勘定元帳をはじめ、各種経理関係証憑書類等の資料を点検・監査し、理事長にヒアリングを行った後、監査報告書が提出されている。

監事による監査は、年間監査計画に従って実施され、理事長に報告されている。監事は、理事会、評議員会及び常任理事会に出席し、学校法人の業務執行が適正に行われているかを監査している。なお、毎年度の決算終了後、2人の監事による監査を受け、理事会及び評議員会に監査報告書が提出されている。

会計監査は、監事による監査及び会計監査人による監査が適正に実施され、理事会、評議員会に報告されており、監事による監査報告書は「大学ホームページ」において「事業報告書」と共に公開されている。

また、法人内に内部監査室を設置して内部監査を実施し、会計監査人監査、監事監査の三様監査体制が有機的に実施される体制整備を行っている。

(3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

健全な財政状況の持続のため、慎重かつ綿密な事業計画に基づいた予算編成に努め、予算執行状況を詳細に分析し、以後の予算編成に反映させるため、令和6(2024)年4月より、非常勤監事を1人増員した。また令和5(2023)年度10月より開始された「インボイス制度」について、国税庁の指導に基づき適宜対応している。

会計処理は適切に行われており、会計監査の体制も整備されている。今後は、監事の増員に伴い、理事者、監事との意見交換の場を増やすなど、監査法人及び監事による監査体制の充実を図る。

[基準5の自己評価]

経営の規律と誠実性は維持されており、使命・目的の達成のために理事会は適切に開催されて学校法人の業務を決しており、その機能性を発揮し、継続的な経営に努めている。

また、会計は適切に実施されており、会計監査の体制は整備して厳正に実施している。現状では、収支面でのバランスは確保されているが、借入金償還のための資金確保が経営上の課題となっており、令和 7(2025)年度以降の入学者の確保に向けて学生募集戦略の充実を図ると共に外部資金の獲得に努める。以上のことから、基準 5 の各項目について、本法人の経営、管理及び財務については適切に運営されていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学における内部質保証に関する全学的な方針は、「学則」第 2 条第 1 項の規定において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めている。また、「学則」第 3 条において「本学は、その教育研究活動等の状況について、積極的に公表するものとする。」と定めており、これらに基づき情報の公開を行っている。

内部質保証のための恒常的な組織として、点検、評価及び実施体制を「宝塚医療大学自己点検・評価委員会規程」に定め学長が指名する副学長を委員長とし、統括長、学部長、学科長、別科長、事務局長、事務長、学長企画室長、その他学長が必要と認める者で構成される自己点検・評価委員会を設置している。

また、本学における点検・評価の妥当性と客観性を高め、教育研究活動等の改善に努めるため、「宝塚医療大学外部評価委員会規程」を定め、7 名程度の委員による外部評価を毎年行っている。

各委員会の協議内容、委員会資料等については、教授会において報告され、重要な案件については、「学長企画調整会議」に付議される。

「学長企画調整会議」は、「宝塚医療大学学長企画調整会議規程」に基づき、(1) 本学の将来計画に関すること、(2) 本学の重要事項に関すること、(3) 組織の間の連絡調整に関すること、(4) その他学長が必要と認めた事項に関することについて審議、決定することとしており、学長を議長として、学長を補佐する副学長、学部長、学科長、統括長、事務局長、その他学長が必要と認める者で構成される。

これにより、本学の内部質保証のための協議及び決定の責任体制は明確である。

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証のための組織は整備され、責任体制は明確である。一方で、新学部・学科の設置に伴い教育拠点が増加していることから、遠隔会議システムや、グループウェアを活用し円滑かつ確実に情報の収集・共有を行えるよう体制の強化を図る。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2)6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が中心となり「学長企画調整会議」と事務局等が連携を図り対応している。

具体的には、大学の組織、管理運営、教育・研究等に関する「事業計画」及び「事業報告書」の作成は、法人本部が総括し学園が設置する全ての学校において実施している。本学では、「学長企画調整会議」と事務局が連携し定期的に作成している。また、「宝塚医療大学紀要」の刊行に当たっては、紀要委員会が中心となり事務局と連携し、各学科の研究活動、委員会活動及び社会貢献活動等について自己点検を行い、毎年1回定期的に発行している。

中期計画については、毎年1回、所定の様式により中期計画の進捗状況報告を作成し、法人本部に提出し、学園理事会及び評議員会において点検・評価されている。

外部評価委員会による外部評価についても毎年実施しており、その結果は委員会において報告され、共有されている。

本学における自己点検・評価の実施に当たっては、自己点検評価書と並行してエビデンス集を作成している。エビデンス集は「公益財団法人日本高等教育評価機構」が示すエビデンス集の様式を踏襲して作成している。

エビデンスデータの収集は、学長企画室が中心となって、各学部・学科・専攻、事務局各部署と共同して実施している。

自己点検・評価の結果は、「大学ホームページ」に掲載され、公表されている。また「紀要」については製本の上学内で配布すると共に、「大学ホームページ」に掲載している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、平成28(2016)年度にIR等を所掌する学長企画室を設置し、自己点検・評価に活用するデータの収集等を行っている。学長企画室には、室長及び専任職員を配置し、情報収集・調査・分析を行っている。

透明性の高い自己点検・評価を実施するためには、客観的なデータの収集が必要である。データの収集のためには、現在実施している「授業評価アンケート」、「宝塚医療大学に関する在学生アンケート」、「宝塚医療大学に関する卒業生アンケート」を継続的に実施し、経年的な分析を行っている。

学長企画室が中心となって事務室各課と連携を密にしながらデータの蓄積、分析を行っている。

(3)6-2 の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は毎年実施され、その結果は「大学ホームページ」にも公開され、共有されている。

IRなどを活用した十分な調査・データの収集と分析については、学長企画室がその役を担っている。本学の最高意志決定機関である「学長企画調整会議」において報告、協議

が適切に行われている。

今後は、学長企画室が中心となって、拠点ごとの情報、課題を集約し、内部質保証のための自己点検・評価として確実に実施する。また、中期計画に基づく目標の達成のために、各部署のニーズにあった分析データが提供できるよう情報共有の強化を図る。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、年度毎の「事業計画」に基づいた教育研究等を行い、「事業報告書」をもとに 1 年間の評価・点検が行われ、改善点などを次年度の「事業計画」に反映している。

開学から平成 26(2014)年度までは、大学設置計画に基づく教育研究の実施及び文部科学省のアフターケアへの対応が実質的な PDCA サイクルを担っていた。また、現在は保健医療学部口腔保健学科、和歌山保健医療学部看護学科、観光学部観光学科がいずれも学年進行中であり、アフターケア対象である。アフターケアの結果については、「大学ホームページ」で公開している。

平成 27(2015)年度から、「自己点検報告書」を作成し、「大学ホームページ」で公開している。自己点検・評価の結果は、逐次「学長企画調整会議」に報告され、改善方法等について協議されている。

PDCA サイクルの仕組みは、恒常的な質保証の考え(図 1 のとおり。)に基づき、各種委員会、各学部教における教授会、「学長企画調整会議」がそれぞれの所掌に従って整理されている。(図 2 のとおり。)

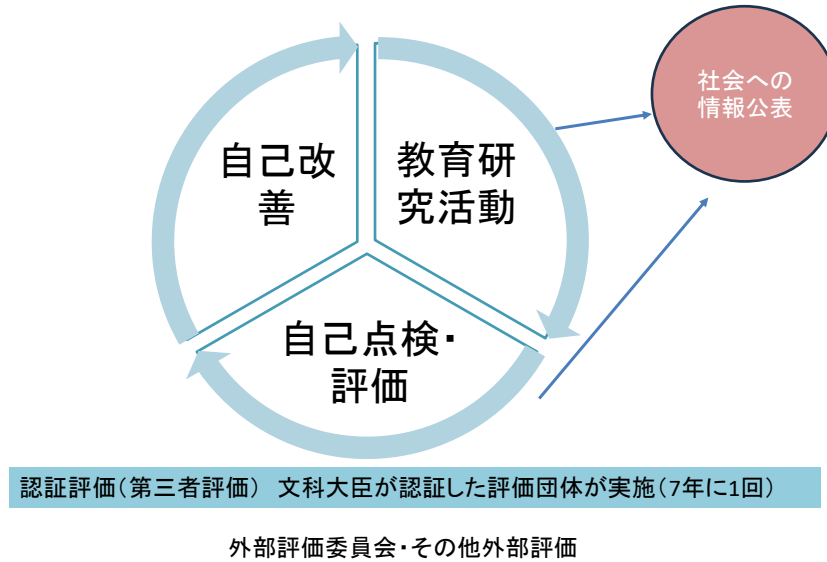
「中期計画」に基づき、大学全体のビジョンとして教職員の理解を得た上で、これに沿った進捗の確認、評価を行い、学長のリーダーシップの下、PDCA サイクルを強固なものとし、自己点検・評価の実質化を図っている。

令和 3(2021)年 9 月に「学校法人平成医療学園宝塚医療大学ガバナンス・コード」を策定し、毎年ガバナンス・コードに基づく点検を実施し、結果を「大学ホームページ」に掲載している。

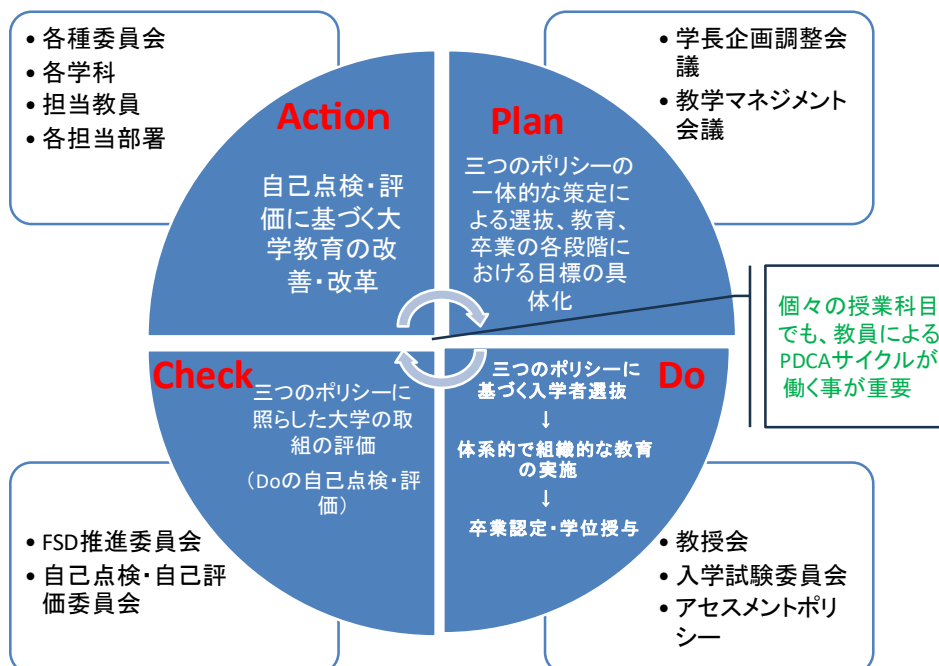
また、令和 5(2023)年度は、三つのポリシーの点検及び改正に着手し、教学マネジメント会議において意見の交換を行い、改正案を作成した。

【図1：恒常的な質保証の考え方】

【恒常的な質保証】
各大学の学内での取組(内部質保証)



【図2：宝塚医療大学 PDCA サイクルの体制】



(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

新たに策定された「中期計画」に定める各事業、目標について、毎年進捗を確認し、PDCA サイクルを効果的に機能させる。なお、中長期計画を実施するに当たっては、学長の強いリーダーシップが求められるため、学長のガバナンス機能の強化及び IR 機能の構築として、平成 28(2016)年度に学長企画室を設置しているが、より評価に客観性を持たせるため、学生及び外部の意見を評価、改善活動に反映する。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証の機能性については、大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立しており、機能を果たしている。アンケート結果や自己点検・評価の結果、機関別認証評価の結果については、「大学ホームページ」で公開されており、学内でも共有されている。

これらの調査、点検の結果を受け、学長のガバナンス強化や PDCA サイクルの強化を図っているところである。今後は大学設置基準の変更に伴う、寄附行為の変更、理事会・評議員の選出などを適切に対応し、令和 7(2025)年度から実施する。以上のことから基準 6 の各項目について、内部質保証は適切に組織され、不断の見直しが行われていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献及び地域活動

A-1. 地域の機関・組織との協働と貢献

A-1-① 地域貢献活動を行う組織と運用

A-1-② 地域貢献活動の実践

A-1-③ 地域の機関・組織と連携した活動の実践

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 地域貢献活動を行う組織と運用

本学学長企画室に地域連携推進課をおき、地域連携に係る業務、自治体・各種団体等との協定の締結などの業務を行い、本学の特性や専門性を活かした地域貢献活動を展開している。

現在締結している自治体及び各種団体等との協定は、下表のとおりである。新学部設置に伴う連携協定や、自治体等との連携協定を締結している。

和歌山保健医療学部においては、表中 4 の中之島連合自治会との連携について、廃園となった市立保育園の敷地及び園舎を活用して、地域の健康づくりや地域の課題解決活動(老人の引きこもり対策)など幅広い活動を行い、地域と大学、学生が一体となって活動できる拠点作りを行うこととして締結した。令和 6(2024)年度中に和歌山市とも協力しながら、園舎のリノベーションを行う計画である。

表中 5 の災害時における一時滞在施設としての協定については、和歌山市における大規模な災害が発生した際の一時滞在施設として本学中之島校舎を活用するものであり、災害時の拠点として、本学の施設を活用する事を目的としている。また、宝塚キャンパスにおいては、表中 10 の連携協定に基づき、川西市から災害用トイレの備蓄について依頼があり、大学敷地内に災害用トイレの備蓄品を受け入れている。

知の拠点としての大学の教育研究活動に加えて、近隣住民の課題解決や、災害時の対応など幅広い貢献に努めている。

表中 8 の特定非営利活動法人アムダ(AMDA : Association of Medical Doctors of Asia = 旧称・アジア医師連絡協議会)は昭和 59(1984)年に設立し岡山県岡山市に本部を置く NGO・国際医療ボランティア組織である。保健医療学部鍼灸学科の教員が当該法人の医療スタッフとして参加していたことから、連携協定を締結し、同法人が災害発生時に、医療・保健衛生分野を中心に支援活動を展開する祭りに連携すること、伝統医療に関する交流を行うことなどを目的として締結した。

このように本学の特色を活かしながら人的、物的資源を有効活用できるよう、活動している。

表：地域・団体等との協定締結状況

番号	締結先	協定名	締結日
1	大阪市	津波災害時等における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書	令和 6(2024)年 6月 10日
2	株式会社南西楽園 リゾート	株式会社南西楽園リゾートと宝塚医療大学との包括連携に関する協定書	令和 6(2024)年 4月 13日
3	Rosewood Japan Management 合同 会社	宝塚医療大学とローズウッド宮古島との包括 連携に関する協定書	令和 6(2024)年 4月 12日
4	和歌山市中之島地 区連合自治会	中之島連合自治会と学校法人平成医療学園と の連携に関する協定書	令和 5(2023)年 11月 28日
5	和歌山市	災害時における一時滞在施設としての使用に 関する協定書	令和 5(2023)年 11月 24日
6	宮古島市教育委員 会	宮古島市教育委員会と学校法人平成医療学園 との宝塚医療大学観光学部設置に伴う取組に 関する協定書	令和 4(2022)年 3月 31日
7	宮古島市	宮古島市立図書館城辺分館の譲渡に関する協 定書	令和 4(2022)年 1月 13日
8	特定非営利活動法 人アムダ	特定非営利活動法人アムダ：AMDA との連携協 力に関する協定書	平成 31(2019)年 3月 25日
9	和歌山県	学校法人平成医療学園宝塚医療大学和歌山保 健医療学部(仮称)の設置に係る協定書	平成 30(2018)年 10月 4日
10	川西市	川西市と学校法人平成医療学園宝塚医療大学 の連携協力に関する協定書	平成 29(2017)年 4月 26日
11	兵庫県	兵庫県と宝塚医療大学との就職支援に関する 協定書	平成 29(2017)年 2月 21日

A-1-② 地域貢献活動の実践

令和 5(2023)年 5月に新型コロナウイルスが第 5 類に分類され、これまで自粛及び縮小していた公開講座などを再開した。宝塚キャンパス、和歌山キャンパス、宮古島キャンパスそれぞれで特色のある取組を、安全性を確保しながら実施した。令和 5(2023)年度に各キャンパスで実施した地域貢献活動は以下のとおりである。

【宝塚キャンパス 令和 5(2023)年度 地域貢献活動】

(1)公開講座「コーディネーション(協調性)トレーニングをしよう！」

【講 師】中島琢人(柔道整復学科 講師)

【日 時】11月 4日(土)

【会 場】宝塚キャンパス 義肢装具室

【受講人数】20名

(2)献血活動

日本赤十字社と連携し、学内において献血活動を実施した。

- ① 5月15日(月)実施 28名受付うち26名が400ml献血、1名が200ml献血
- ② 11月4日(土)実施 35名受付うち25名が400ml献血

【和歌山キャンパス 令和5(2023)年度 地域貢献活動】

(1)未来を担うシニアの健康～100年時代を生きる!フレイルを見逃すな!～

【講師】真鳥伸也(リハビリテーション学科 講師)

國吉光(リハビリテーション学科 助教)

横谷知也(看護学科 講師)

【日時】12月2日(土)

【会場】和歌山中之島校舎 中講義室

【受講人数】42名

(2)市民公開講座「和歌山県における地域包括ケアについての現状と課題」

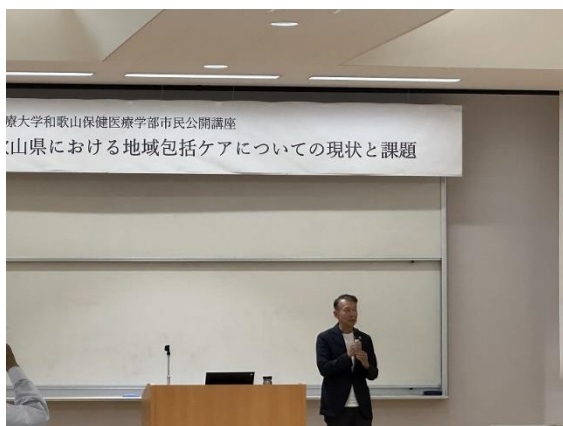
【講師】岸本周平(和歌山県知事)

【シンポジスト】岸岡史郎(学部長)、小林茂(リハビリテーション学科長)、池西和哉(看護学科教授)、真鳥伸也(リハビリテーション学科講師)、信時正人(保健医療学部 客員教授)、赤山辰如(和歌山市健康局保健医療部地域包括支援課課長)

【日時】9月14日(木)

【会場】和歌山中之島校舎 5F大講義室

【受講人数】学生177名、教職員50名、一般参加20名



(3)健康体操教室

【講師】宮原崇(リハビリテーション学科 講師)

岡本加奈子(リハビリテーション学科 講師)

【日時】①9月22日(金) ②10月27日(金) ③11月24日(金) ④12月22日(金)
⑤1月26日(金) ⑥2月16日(金) ⑦3月22日(木)

【会場】和歌山中之島校舎 機能訓練室・治療室

【参加人数】各回約30名

(4)体力測定会

【講 師】宮原崇(リハビリテーション学科 講師)他リハビリテーション学科理学療法専攻教員全員

【日 時】①3月4日(月) ②3月6日(水) ③3月8日(金)

【会 場】和歌山中之島校舎 機能訓練室・治療室

【参加人数】①10名 ②20名 ③20名

【宮古島キャンパス 令和5(2023)年度 地域貢献活動】

(1) 夏休みワクワク企画 方言であそぼう!(みゃーくふつ しい あすば!)

【講 師】第1回 中野隆作(昔話・民話)、第2回 砂川春美(昔話・民話)
第3回 下地達男(民謡)、第4回 平良利秀(昔話)

【日 時】①7月27日(木) ②8月10日(木) ③8月17日(木) ④8月24日(木)

【会 場】宝塚医療大学附属図書館宮古島分室(実施当時は設置準備室を兼ねる)

【参加人数】①22名 ②28名 ③16名 ④19名

A-1-③ 地域の機関・組織と連携した活動の実践

A-1-②示した地域貢献活動は、大学独自に開催したものであるが、地域の機関・組織と連携した活動、あるいは主催者が大学以外のイベントへの参加も多数実施している。また、和歌山保健医療学部では、学生のボランティア活動の実施を推進しており、多くの学生が参加した。宝塚キャンパスでは、出張講義の案内を作成し、高校等に配布しており、これに基づく実施があった。(下記(4)~(6))

令和5(2023)年度に実施した活動は以下のとおりである。

【宝塚キャンパス 令和5(2023)年度 地域連携活動】

(1) ロケットマラソン 2023 大阪大会 スポーツケア活動

【日 時】10月29日(土)、30日(日)

【会 場】大阪府 淀川河川公園西中島地区 野球場

【担当教員】小幡太志(柔道整復学科 学科長)、中川達雄(柔道整復学科 准教授)、立山直(柔道整復学科 准教授)、中島琢人(柔道整復学科 講師)、池田財(柔道整復学科 助教)、木村初美(柔道整復学科 助教)、池田愛里(柔道整復学科 助教)、萩原有紗(柔道整復学科 助手)、柔道整復学科2年生

【利用人数】延べ1,022名

(2) 兵庫県立川西明峰高校「生涯スポーツ講座」

【日 時】5月12日(木)~11月24日(木)

全15回(13時30分~15時00分)

【会 場】宝塚医療大学 宝塚キャンパス

【受講人数】40名(3年生 男子29名、女子11名)

*主な内容として、サッカー/柔道整復と生涯スポーツ/テーピング体験/鍼灸と生涯スポーツ/理学療法と生涯スポーツ/ストレッチ体験/東洋医学と生涯スポーツ(タッチケアをまなぼう!・経絡武道を学ぼう!)/柔道を実施、講義は各学科教員及び職員が担当した。

(3) 兵庫県立川西緑台高等学校「生涯体育」

【会 場】兵庫県立川西緑台高等学校

①スポーツと理学療法

【日 時】10月3日(火)3限 11時10分～12時15分

【受講人数】3年生17名

【講 師】沼澤俊(柔道整復学科 講師)

②テーピングの巻き方

【日 時】10月24日(火)3限 11時10分～12時15分

【受講人数】3年生15名

【講 師】萩原有紗(柔道整復学科 助手)

③ストレッチについて

【日 時】10月31日(火)4限 13時00分～14時05分

【受講人数】3年生18名

【講 師】萩原有紗(柔道整復学科 助手)

(4) 興國学園興國高等学校「アスリート・サポート・プログラム」

【会 場】興國高等学校

【内 容】柔道整復師についての講義、足関節捻挫に対するホワイトテーピング、伸縮テーピング体験

【講 師】萩原有紗(柔道整復学科 助手)

【受講人数】15名(1年生および2年生 男子15名)

①足関節捻挫テーピングについて

【日 時】10月18日(火)

②足関節捻挫テーピングについて

【日 時】2月3日(土)

(5) 兵庫県立尼崎稲園高等学校 模擬授業・体験授業「スポーツ領域の鍼灸」

【会 場】兵庫県立尼崎稲園高等学校

【日 時】11月30日(木)

【講 師】北小路博司(鍼灸学科 特別教授)

【受講人数】1年生33名

(6) 兵庫県立宝塚東高等学校 模擬授業・体験授業「スポーツ領域の鍼灸」

【会 場】兵庫県立宝塚東高等学校

【日 時】12月14日(木)

【講 師】北小路博司(鍼灸学科 特別教授)

【受講人数】1年生28名

(7) トライやる・ウィーク(中学生職業体験)

職業体験として事務、図書館、治療院の業務を体験、また各学科の教員による医療系職業の説明体験を実施。

①宝塚市立中山五月台中学校

【日 時】5月22日(月)～5月26日(金)

【受講人数】2年生 男子2名

②川西市立明峰中学校

【日 時】5月29日(月)～6月1日(木)

【受講人数】2年生 男子3名・女子1名

③宝塚市立南ひばりガ丘中学校

【日 時】9月25日(月)～9月29日(金)

【受講人数】2年生 男子3名

【和歌山キャンパス 令和5(2023)年度 地域連携活動】

(1)2023きのくに県民カレッジ 公開講座 認知症サポーター養成講座

【会 場】和歌山中之島校舎 作業療法実習室

【日 時】①4月15日(土) ②5月13日(土) ③6月17日(土) ④7月8日(土)

⑤8月5日(土) ⑥9月9日(土) ⑦11月4日 ⑧12月17日

⑨1月13日 ⑩2月3日

【講 師】上城憲司(作業療法学専攻 教授)、中島龍彦(作業療法学専攻 講師)、真鳥伸也(作業療法学専攻 講師)、後呂智成(作業療法学専攻 助教)

【受講人数】①15名 ②20名 ③18名 ④11名 ⑤13名

⑥25名 ⑦11名 ⑧13名 ⑨12名 ⑩12名

(2)砂山地区における認知症予防早期対応研究及び地域支え合いシステム構築研究

【会 場】和歌山市あいあいセンター福祉交流館

【日 時】6月～12月の間で合計12回実施

【講 師】上城憲司(作業療法学専攻 教授)、中島龍彦(作業療法学専攻 講師)、真鳥伸也(作業療法学専攻 講師)、後呂智成(作業療法学専攻 助教)

【参加人数】46名

(3)和歌山保健医療学部学生ボランティア活動実施状況

①5月13日(土)

和歌山県主催まち歩き隊ボランティア 参加学生9名

②6月19日(水)

和歌山県警察本部主催痴漢・盗撮撲滅セレモニーボランティア 参加学生2名

③8月5日(土)

和歌山市主催ぶんだら踊り 参加学生30名

④11月3日(金・祝)、4日(土)

和歌山市消防局近畿消防広域訓練 参加学生51名

⑤11月26日(日)

和歌山県ゆうあいスポーツフェスタ 参加学生10名

⑥12月23日(土・祝)

和歌山県主催まち歩きのボランティア 参加学生4名

⑦2月11日(日)

和歌山県主催ジュニア駅伝大会 参加学生24名

⑧2月25日(日)

和歌山市ろう学校主催障害児者家族のつながりを広める文化祭 参加学生 4名

【宮古島キャンパス 令和5(2023)年度 地域連携活動】

(1) 中学生職業体験

【会場】宝塚医療大学附属図書館宮古島分館

①宮古島市立城東中学校

【日時】10月3日(火)～10月5日(木)

【受講人数】2年生 女子1名

②宮古島市立上野中学校、宮古島市立下地中学校

【日時】10月17日(火)～10月19日(木)

【受講人数】2年生 男子1名・女子1名

(3)A-1の改善・向上方策(将来計画)

地域貢献及び地域活動に関する取組については、本学の教育上の特色、理念に基づき、専門性を活かした活動を基盤として、今後も内容や頻度を考慮しながら継続して取組を実施していく。コロナ禍を経て、地域における活動が再開され、今後一層本学への期待が高まっていると考えられる。

一方で、こうした本学の取り組みの周知については、一部メディアに取り上げていただいたものの十分とは言えず、より積極的な周知方法を検討する。また、各種取り組みについて、関係する行政、自治体、各種団体等と意見を交換し、点検・評価を行う。

【基準Aの自己評価】

地域貢献及び地域活動に関しては、保健医療、リハビリテーションなど本学が有する人的、物的資源を広く社会に還元する活動が実施されている。これらは、新型コロナウイルスの流行による影響を受けながらも継続して実施されており、新たに設置した観光学部においても積極的に地域貢献に取り組んでいる。また、地域における本学の活動への期待も高まっており、地域の要請に応えたものであると評価できる。以上のことから、基準項目Aの各項目について、本学の特徴を活かした活動が各学部において実施され、地域への貢献につながっていると判断する。

V. 特記事項

1. 附属治療院の運営と発展

本学では、開学時から大学構内に附属治療院を設置している。附属治療院は、柔道整復及び鍼灸の治療を行っており、地域住民も利用している。

附属治療院の治療は、原則として本学の専任教員のうち、柔道整復師、はり師及びきゅう師の資格を有する教員が交代制で担当していることから、専任教員の臨床経験の場としても機能している。

臨床実習施設として、学生が将来の柔道整復師または鍼灸師と勤務する際のパイロットケースとしての機能も果たしており、今後全国的に導入が予想される電子カルテシステムや、患者情報の確認システムの導入などにいち早く着手している。

また、附属治療院では、令和 6(2024)年度から、名称を「統合医療臨床センター」と改めて、医師を配置し、クリニックとしての機能を持たせ、我が国の伝統医療と西洋医療の統合医療の実現を目指すと共に、学生へのアントレプレナーシップ教育の推進のための機関として一層の充実を目指すことを決定している。

2. 附属介護ステーションの運営

附属治療院が、学内に設置されている施設である事に対し、「宝塚医療大学附属介護ステーション」は、学外に設置している附属施設である。

平成 29(2017)年 10 月に大阪府大阪市においてを開設した。この介護ステーションの特徴は、開設当初から機能訓練に特化した通所介護施設として地域の高齢者の方に通所型のデイサービス事業を提供していることである。

通所介護施設における機能訓練については、本学で養成している理学療法士、作業療法士、柔道整復師、鍼灸師及び看護師が機能訓練指導員として業務を行うことができることから、本学で養成する医療系人材の将来における職域の拡大を含め、本学の在学生在が、将来介護事業に携わる際のパイロット事業としての役割を担っている。

そのため、「宝塚医療大学附属介護ステーション」では、本学学生の臨床実習の実習先として、学生の受け入れを行うなど、附属施設としての機能を果たしている。

大学が設置する介護施設としての特長を活かしながら、他職種が連携する通所介護施設として、地域の介護、福祉の向上に貢献すると共に、教育へのフィードバックを行えるよう、連携の強化を図る。